

# 関川村 一般廃棄物処理基本計画

ともに力を合わせてつくる  
循環型の美しいむら せきかわ

平成30年3月

関 川 村

## 目次

<b>第1章 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
<b>1</b> 計画の目的と位置付け .....	1
<b>2</b> 計画期間.....	2
<b>3</b> 計画の構成.....	2
<b>4</b> 計画の基本理念.....	2
<b>第2章 ごみ処理編</b> .....	<b>3</b>
<b>1</b> ごみ処理の現状.....	3
(1) ごみ処理の流れ .....	3
(2) ごみ処理施設の概要 .....	4
(3) 収集運搬の現状 .....	5
(4) ごみの分別区分と手数料.....	5
(5) ごみと資源の排出量等の推移.....	9
(6) 現行計画目標に対する進捗状況.....	14
(7) ごみ処理の課題.....	16
<b>2</b> ごみ処理の基本方針と目標.....	17
(1) 基本方針.....	17
(2) 計画の目標 .....	17
(3) 各主体の役割.....	19
<b>3</b> ごみ処理基本計画の施策.....	21
(1) 施策体系.....	21
(2) 具体的な施策内容.....	22
<b>第3章 生活排水処理編</b> .....	<b>27</b>
<b>1</b> 生活排水処理の現状.....	27
(1) 生活排水処理の流れ.....	27
(2) 関川村特定環境保全公共下水道事業計画の概要.....	29
(3) 農業集落排水施設の概要.....	30
(4) 合併処理浄化槽の概要 .....	31
(5) 生活排水処理人口の推移.....	32
(6) し尿、浄化槽汚泥の発生量.....	33
(7) 生活排水処理の課題.....	34
(8) 現行計画目標に対する進捗状況.....	36
<b>2</b> 生活排水処理の基本方針と目標.....	36
(1) 基本方針.....	36
(2) 計画の目標 .....	37
(3) 処理の主体 .....	37
(4) 生活排水処理人口の予測.....	38
<b>3</b> 生活排水処理基本計画の施策 .....	39

(1) 施策体系.....	39
(2) 具体的な施策内容.....	40
<b>第4章 参考資料編.....</b>	<b>42</b>
<b>1 国と新潟県の一般廃棄物処理の方針・目標.....</b>	<b>42</b>
(1) 第三次循環型社会形成推進基本計画の方針（廃棄物等の減量化の取組指標）.....	42
(2) 廃棄物処理法による基本方針.....	42
(3) 新潟県の方針.....	43
(4) 関川村の達成状況.....	45
(5) 人口及びごみ量、生活排水処理人口の予測結果.....	46

□基本用語の説明

一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物は「ごみ」と「生活排水（し尿及び生活雑排水）」に分類される。「ごみ」は店や事務所などの事業活動による「事業系ごみ」と、家庭の普段の生活によって出る「家庭ごみ」に分類される。（産業廃棄物とは、事業活動で発生した廃棄物のうち、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に規定された、汚泥、廃油、廃プラスチックなどの20種類の廃棄物のこと。）
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして示された考え方。天然資源の消費が抑制され、環境負荷が低減した社会のこと。循環型社会形成推進基本法では、第一に、製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等はできるだけ資源として利用し、最後にどうしても利用できないものは処分するという順序が重要としている。
発生抑制	ごみになるものを受け取らないこと。具体的には、レジ袋や包装紙、割り箸を断る、衝動買いをしないなど。
排出抑制	ものを大切に使い、排出するごみを減らすこと。リユース、リサイクルより大切な行動。
再使用	一度使用された製品や容器等を繰り返し使うこと。
リサイクル	ごみを資源として再び利用すること。
合併処理浄化槽	主に家屋ごとに設置され、し尿と台所・浴室等から排出される生活雑排水を併せて処理する浄化槽のこと。

# 第1章 基本的事項

## 1 計画の目的と位置付け

一般廃棄物<sup>※</sup>処理基本計画（以下「基本計画」という。）とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項」及び「関川村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例第3条」に基づき策定される法定計画です。

本基本計画は、一般廃棄物の発生抑制、再生利用の促進、適正処理により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とします。関川村では平成25年3月に一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）を策定していますが、計画の策定から5年を経過したことから、現行計画の考え方を踏襲しつつ、総合的かつ中長期的な視点から、関川村における一般廃棄物（ごみと生活排水）の適正な処理を行うための計画を定めます。

策定にあたっては、図1-1に示す国の法制度、国と県の関連計画、関川村の基本計画や下水道等の関連計画との整合のとれた計画とします。関川村基本構想の将来像「豊かで住みよい元気ある村」づくりを具体化するための計画の1つとして位置付けられています。

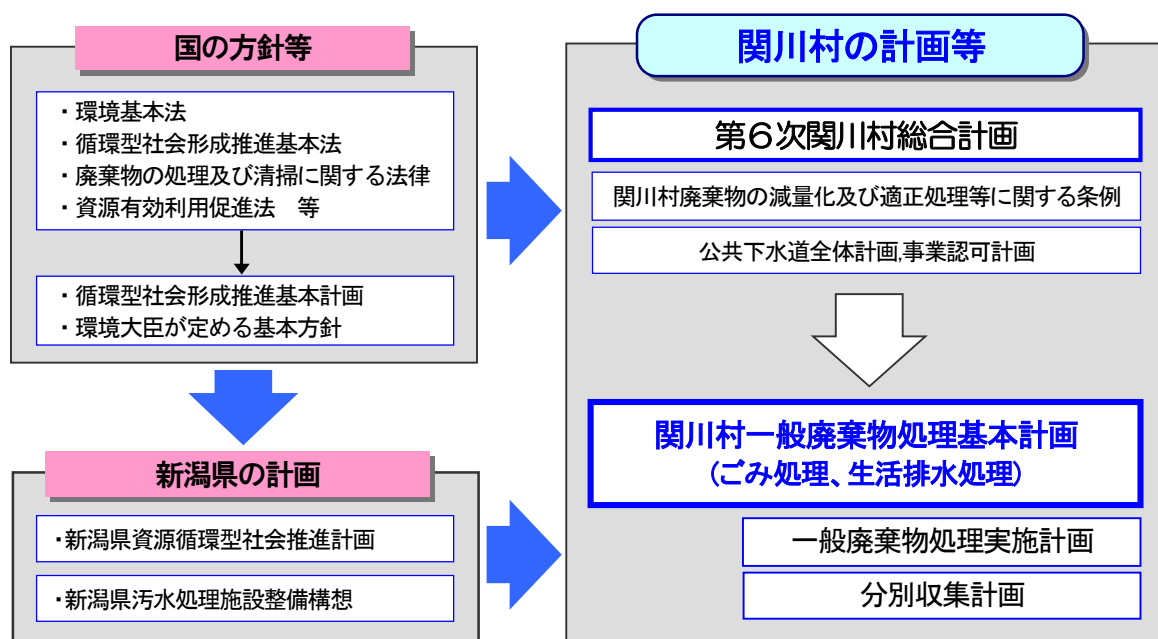


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

※一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物のこと。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水（し尿及び生活雑排水）」に分類される。「ごみ」は、家庭の日常生活で生じる「家庭ごみ」と、店舗、事務所、レストランなどの事業活動で生じた「事業系ごみ」に分類されます。

## 2 計画期間

本基本計画の計画期間は、平成30年度を初年度とし、平成39年度を最終年度とする10年間の計画とします。また、5年後を目途に必要な応じた見直しを予定し、社会情勢の変化や法制度の変更等により必要が生じた場合は、適宜見直しを行うものとします。

計画の目標は、中間目標年度と最終目標年度に設定します。

## 3 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画は、一般廃棄物処理の現状の整理、現行計画目標の達成状況、一般廃棄物の発生量及び処理量の予測結果、現状と課題の整理、基本方針、目標の設定、及び施策（発生抑制及び資源化計画、収集・処理・処分計画等）を明記します。

本計画は、ごみ処理編（ごみ処理基本計画）と生活排水処理編（生活排水処理基本計画）で構成します。

## 4 計画の基本理念

村は、第6次関川村総合計画「後期計画」における将来像として、『豊かで住みよい活気ある村』を目標とし、基本理念の1つとして「むらづくりは、村民の健康の増進及び地球環境の保全に配慮して進めるものとします」とし、村民と村との協働によってさまざまな取り組みを進めています。

本基本計画でも、集落やコミュニティ組織、学校、事業者による活動との役割分担が重要であり、それぞれの立場で知恵を出し合い、村民一人ひとりが暮らし方についても工夫していくことが求められます。

これらを踏まえて、一般廃棄物（ごみと生活排水）の適正処理を進める計画の基本理念を次のように掲げます。

### 【計画の基本理念】

ともに力を合わせてつくる循環型の美しいむら せきかわ

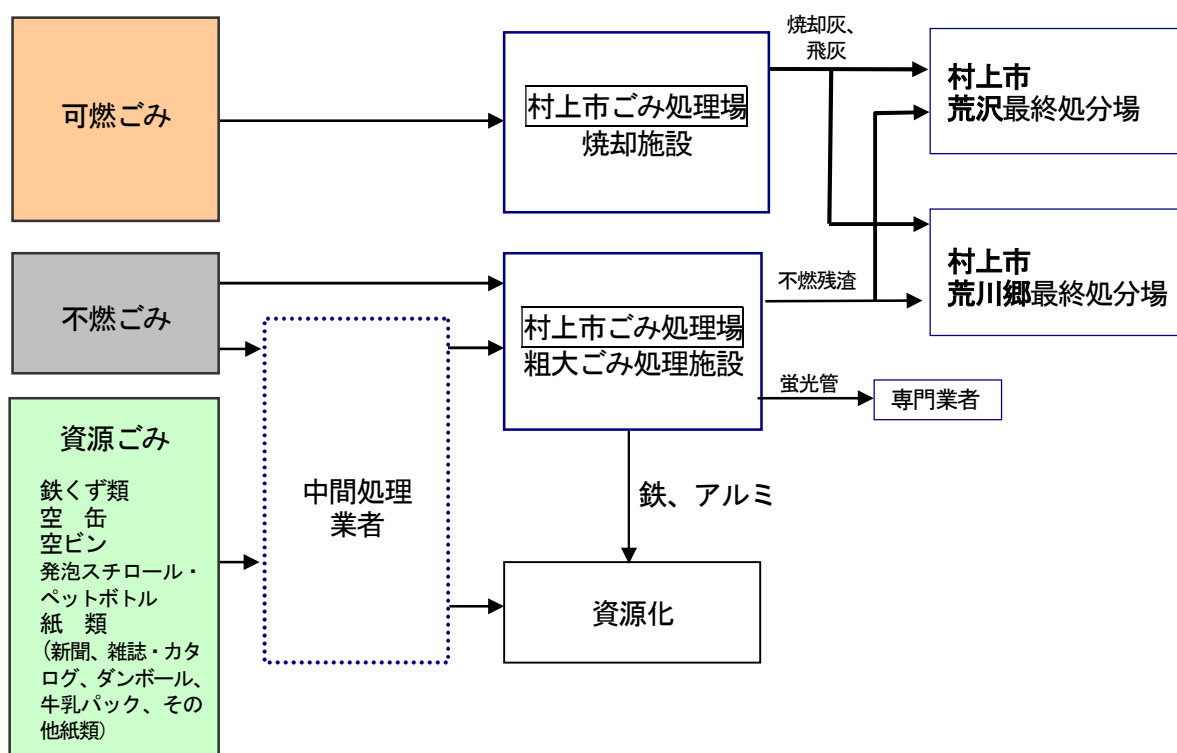
## 第2章 ごみ処理編

### 1 ごみ処理の現状

#### (1) ごみ処理の流れ

村では、各地区の住民が設置したごみステーションに、分別して出される可燃ごみ、不燃ごみ(種類ごとに分けて)、資源ごみ(鉄くず類、空缶、空ビン、発泡スチロール・ペットボトル、紙類)を、決められた日に収集しています。

粗大ごみや大量のごみなどは、許可業者へ収集を依頼するか、直接、村上市ごみ処理場へ持ち込む方法となっています。村では、粗大ごみの収集は行っていません。中間処理を含めて村上市ごみ処理場へ処理を委託しています。



※ごみステーション収集分のみの流れ、持込は図に含みません

図 2-1 家庭から出るごみと資源ごみの処理・処分の流れ (平成 29 年度)

## (2) ごみ処理施設の概要

関川村では、収集したごみの焼却処理、処理場に直接持ち込まれた不燃ごみや資源ごみの破砕処理、また最終処分を村上市に委託しています。

村で収集した資源ごみは、村営の資源化施設がないため、業者に処理を委託しています。村上市では新しい焼却施設と粗大ごみ処理施設が平成 27 年度から稼動しています。

表 2-1 ごみ処理施設の概要

施設名	概 要
村上市荒沢最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立面積 11,890m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量 82,522m<sup>3</sup></li> <li>・埋立開始年 平成 11 年 6 月 1 日</li> </ul>
村上市荒川郷最終処分場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立面積 3,500m<sup>2</sup></li> <li>・埋立容量 17,196m<sup>3</sup></li> <li>・埋立開始年 平成 7 年 4 月 1 日</li> </ul>
村上市ごみ処理場 「エコパークむらかみ」	<p>(焼却施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れごみ 可燃ごみとし尿汚泥、下水汚泥</li> <li>・焼却処理能力 94t/日 (24 時間稼動) (47t/24h×2 系列)</li> <li>・焼却処理の方式 ストー方式</li> <li>・余熱利用 焼却で発生する熱を利用 (高効率発電 (1,370kW) 及び場内の給湯暖房等に利用)</li> </ul> <p>(粗大ごみ処理施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受け入れごみ 粗大ごみ、不燃ごみ</li> <li>・破砕処理能力 10t/5 時間</li> </ul> <div style="text-align: center;">  <p>エコパークむらかみ</p> </div>

### (3) 収集運搬の現状

村内のごみステーションに出された可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみの収集は、民間の委託業者に委託しています。

### (4) ごみの分別区分と手数料

#### ① 分別区分

村では、下表の区分により、家庭及び事業所（1日の排出量が15kg以内の事業所）から出される可燃ごみ・不燃ごみは有料、資源ごみは無料で収集しています。

現在の収集回数は、可燃ごみは週に2回、不燃ごみは月に1回、資源ごみのうち鉄くず類は2ヶ月に1回、空缶と空ビンに月に1回、ペットボトルと発泡スチロールは月に2回、紙類は月に1回です。

粗大ごみや大量のごみなどは、許可業者へ依頼するか、直接、村上市ごみ処理場へ持ち込む方法となります。

表 2-2 ごみの分別区分(現在)

区分	主な種類	出し方	収集回数	
可燃ごみ	紙くず等、台所ごみ、寝具・衣類等、ビニール・皮革製品類、プラスチック製品、落ち葉・枝木	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生ごみは十分水切りをする</li> <li>○寝具類等（毛布、カーペット、ござなど）は座布団大に切り、指定袋に入れる</li> <li>○せんでい枝などは、長さ50cmに切り30cmの束にする</li> <li>○紙おむつは汚物を取り除く</li> <li>○玩具や衣類等からは、電池や金属物を取り除く</li> <li>⇒ごみ指定袋に入れて出す</li> </ul>	週2回	
不燃ごみ	びん・ガラス・コップの割れたもの、電球・蛍光管、茶碗・皿・せともの・ホーロー、乾電池、小型家電製品(15kg以下)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○化粧品などの容器は、中身を完全にふき取って出す</li> <li>○電球・蛍光管は割らないで出す</li> <li>○使い捨てライターは必ず使い切って不燃ごみに分類する</li> <li>○指定袋に入らないものはシール（中型ごみ用収集処理券）を貼って出す</li> <li>⇒種類ごとに中身の見える袋に入れてごみ指定袋に入れるか、中型ごみ用収集処理券（シール）をはってステーションに出す（中型ごみとは、80×50×40cm以内で重さ15kgまでのごみ）</li> </ul>	月1回	
資源ごみ	鉄くず類	トタン、やかん・なべ、フライパン、細かい鉄くず	<ul style="list-style-type: none"> <li>○トタン（金属製）は、長さ1m・重さ10kg以下にする</li> <li>○ホーロー、耐熱ガラスのものは不燃ごみとして出す</li> <li>○クギ・パン線・ビンのふたなどは、細かい鉄くずとして透明な袋にひとまとめにして出す</li> <li>○細かいものは不燃ごみへ出す</li> <li>⇒そのままステーションに出す</li> </ul>	2ヶ月1回
	空缶	アルミ缶、スチール缶、スプレー缶 ※化粧品・薬品のビン、割れたビン、ガラス等は不燃ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○軽く水洗いしてから出す</li> <li>○スプレー缶は、必ず使い切り穴を開けて出す</li> <li>※ごみ収集車が爆発炎上する恐れがあるため</li> <li>⇒指定日に集積場のカゴで収集</li> </ul>	月1回
	空ビン	飲料ビン（ジュース・酒類等）、食品ビン、調味料ビン	<ul style="list-style-type: none"> <li>○化粧品・薬品の入っていたビンは不燃ごみに出す</li> <li>○割れたビン、ガラス等は不燃ごみに出す</li> <li>○キャップをはずし、中身をすすぐ</li> <li>※ビールビンや一升ビンなどのリターナルビンはなるべく販売店に返却する</li> <li>⇒指定日に集積場のカゴで収集</li> </ul>	月1回

区分	主な種類	出し方	収集回数
資源ごみ	ペットボトル(マークのあるもの)	○ペットボトルのマークのあるものを出す ○ペットボトルのフタ、ラベルは外して可燃ごみに出す ○食用油が入っていた容器は可燃ごみに出す ○ゆすいで、つぶす ⇒指定日に集積場のネットで収集	月2回
	発泡スチロール	○土などで汚れてしまった発泡スチロールは可燃ごみに出す ○トレイは、マークや表示が無くてもつまようじが軽く刺さり、折り曲げると簡単に割れるものは対象となります。色、柄付のものも対象 ⇒指定日に集積場のネットで収集	月2回
	紙類 新聞、雑誌・カタログ、ダンボール、牛乳パック、その他紙類 (紙袋・包装紙・ボール紙の箱・チラシ)	○金属、ガムテープ、セロハンテープ、宅配伝票などの異物は取り除く ○プラスチックの注ぎ口は外して可燃ごみへ ○シュレッターごみ、ティッシュペーパー、汚れた紙、圧着はがき等は収集しない ⇒種類別に紙ひもで十字に縛り出す	月1回

## ② 村では収集しない品目

村では、家電リサイクル品、パソコン、処理困難物は収集していません。

表 2-3 村では収集しないもの(家電リサイクル品・パソコン・処理困難物)

主な種類	処理方法
家電リサイクル品 エアコン(室外機含む)、テレビ(ブラウン管・液晶等)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	○購入した店か買い換える店、村の許可を受けた業者等に依頼
処理困難物 タイヤ、ホイール、バイク、ドラム缶、消火器、劇薬・農薬、塗料缶、自転車、大型家具など重さが15kgを超える大型ごみ	○販売店又は、直接処理場へ持ち込む(有料)か処理費用を払って許可を受けた業者に依頼(指定袋やシールは不要) ○感染性医療廃棄物は、処方された医療機関に処理方法を相談 ○建築廃材(木材・ブロック・瓦・コンクリート)などは、許可を受けた業者に処理を依頼 ○農業用使用済プラスチック、ビニール等は、許可を受けた業者又はJAにいがた岩船へ相談
パソコン ノートブックパソコン・デスクトップパソコン、ブラウン管式ディスプレイ・液晶ディスプレイ	○パソコンメーカーに連絡し回収を申し込む ○メーカーが存在しない場合は、「パソコン 3R 推進センター」へ連絡

### ③ ごみ指定袋と処理券による手数料徴収

村では、平成14年10月から、ごみ処理手数料を、有料指定袋と処理券の二つの方式により村民から徴収しています。資源ごみは有料化していません（根拠法令：関川村廃棄物の減量化および適正処理等に関する条例）。手数料の改定は、平成19年度に一度行われています。現在の価格を下表に示します。

ごみ指定袋と中型ごみ用収集処理券（シール）は、村の指定の取り扱い店で販売しています。中型ごみ用収集処理券（シール）は、80×50×40cm以内で15kg以内のごみ用です。

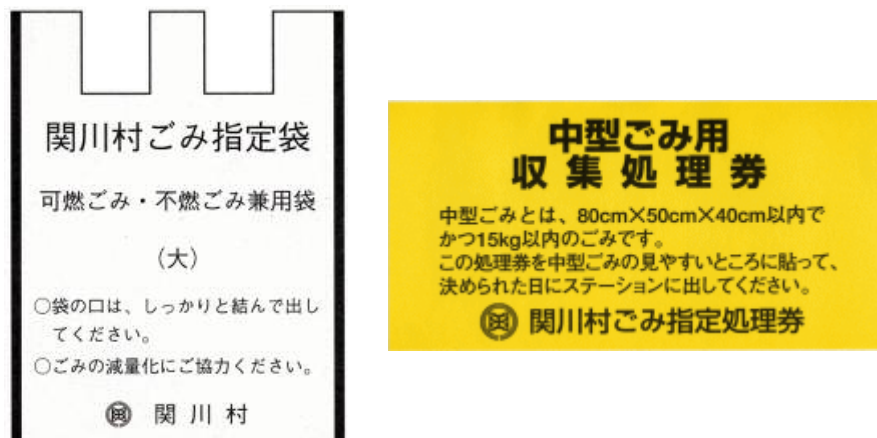


図 2-2 関川村ごみ指定袋と中型ごみ用収集処理券（シール）

表 2-4 指定袋と中型ごみ用収集処理券（シール）の種類と価格

種 類		寸法 (たて×よこ)	1 枚あたり	販売単価
可燃ごみ不燃ごみ兼用袋	大	80×65 cm	40 円	10 枚入り 400 円
	中	70×50 cm	30 円	10 枚入り 300 円
	小	60×35 cm	18 円	10 枚入り 180 円
中型ごみ用収集処理券	シール	8×16 cm	120 円	1 枚 120 円

#### ④ 持ち込みごみ、粗大ごみの手数料

粗大ごみや大量のごみなどは、村では収集していません。許可業者へ依頼する方法もしくは、村上市ごみ処理場へ直接持ち込む方法としています。なお、この場合、指定袋やシールを使う必要はありません。ごみ処理場へ直接持ち込む場合の処理手数料は以下のとおりです。

表 2-5 一般廃棄物を村上市ごみ処理場へ直接持ち込む場合の処理手数料

種類	料金
家庭ごみ・ 事業所ごみ等	・ 1回の搬入量が 10kg を超えない場合は 1 回につき 60 円 ・ 1回の搬入量が 10kg を超えるときは、10kg を超える 10kg ごとに 60 円を加算した額
テレビ	1 台につき 3,200 円
冷蔵庫	1 台につき 5,000 円
冷凍庫	1 台につき 6,000 円
洗濯機	1 台につき 2,500 円
エアコン	1 台につき 4,000 円
衣類乾燥機	1 台につき 2,500 円

平成 30 年 2 月現在

## (5) ごみと資源の排出量等の推移

### ① ごみ排出量の推移

年間のごみ総排出量は、平成19年度から平成26年度まで、概ね減少傾向にありましたが、平成27年度は前年度に比べ155t/年増加しています。村民1人1日当たりのごみ排出量をみると、平成19年度から平成26年度まで約840～880g/人・日の範囲で増減を繰り返していましたが、平成27年度には87g/人・日増加して966g/人・日となり、平成28年度も減少はしたものの944g/人・日となっています。この増加量の原因は近年の持ち込みごみの増加によるものと考えられます。(図2-3)

ごみの種別でみると、収集可燃ごみは毎年減少(平均約23t/年)しています。他の種類の量が概ね減少傾向にある中、持ち込みごみは増減を繰り返した後、平成27年度から大きく増加し、ごみ排出量増加の原因となっています。収集資源ごみは概ね減少傾向にありましたが、平成28年度は前年度とほぼ同量となっています。(図2-4)

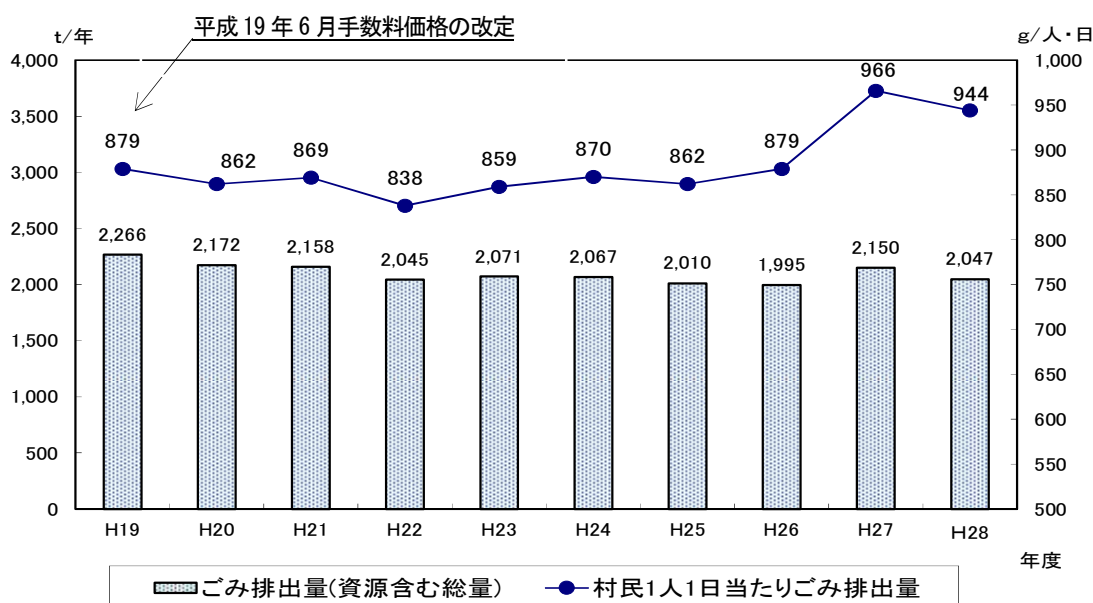


図 2-3 ごみ排出量の推移

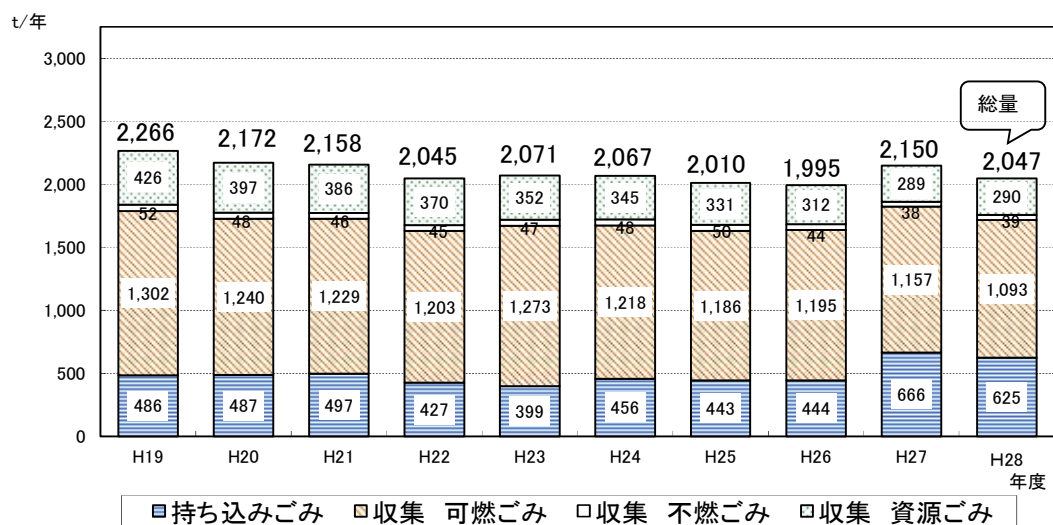


図 2-4 ごみ排出量の推移(収集/持ち込みの内訳)

## ② 収集資源ごみの推移（内訳）

収集された資源ごみの推移を、資源物の区分ごとに示します。資源ごみの年間排出量は、平成 19 年度から平成 28 年度まで概ね減少を続けています。資源ごみの内訳ごとにもみると、紙類（紙製容器包装及び紙パック）の占める割合が約 56%（平成 28 年度）と多くなっています。

平成 19 年度と平成 28 年度を比較すると、ペットボトル以外は全て量が減少しており、缶類は約 43%、紙類（紙製容器包装及び紙パック）は約 33%、びん類は約 28%の減少となっています。

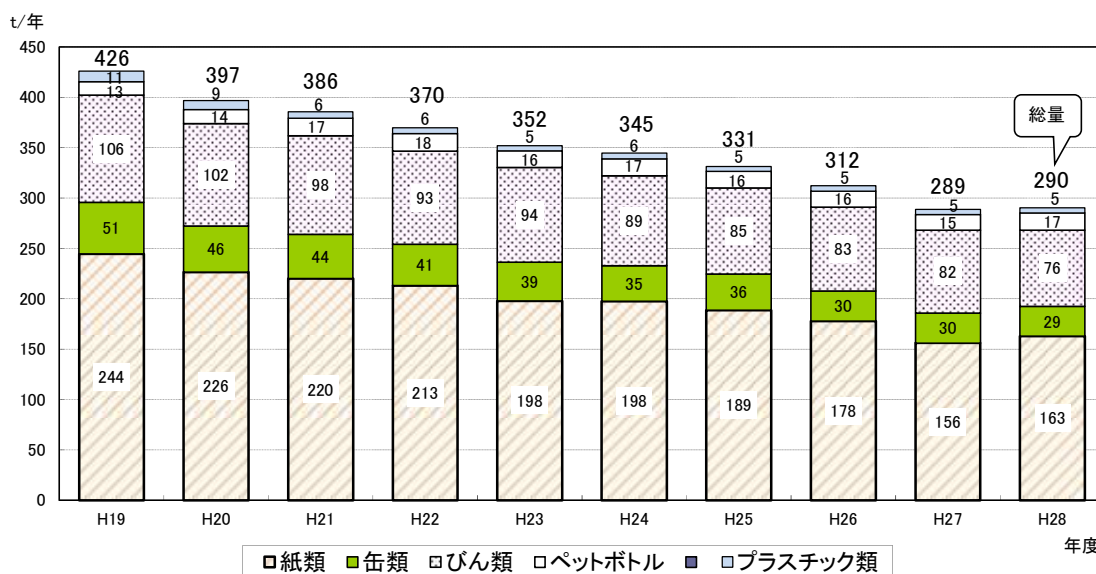


図 2-5 収集資源ごみ排出量の推移（内訳）

## ③ リサイクル率の推移

村で収集される資源ごみと中間処理後の資源化量のごみ排出量における割合を示します。平成 19 年度から平成 26 年度まで減少を続けていましたが、平成 27 年度以降は焼却灰等の資源化の実施により増加に転じ、平成 28 年度は 21.5%となっています。

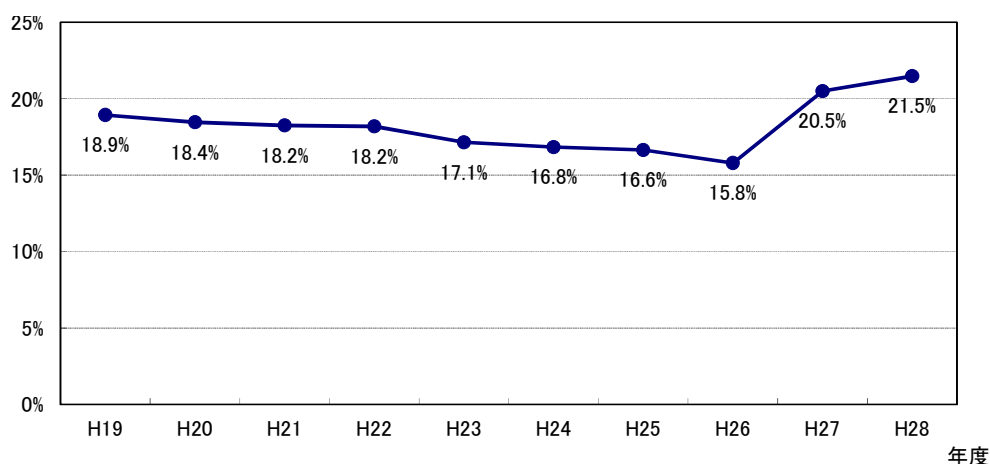


図 2-6 リサイクル率の推移

#### ④ 収集可燃ごみの組成

村で収集した可燃ごみは、村上市ごみ処理場において、毎年組成の調査を実施しています。過去5年間の調査結果をみると、生ごみの割合が減少傾向にあります。また、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類及び木・竹・わら類が増加傾向にあります。（図2-7）

平成28年度の組成は、最も多かったのが紙・布類で約5割、次いで、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類で約2割となっています。収集可燃ごみの中には、資源化できる紙類や生ごみ、木・竹・わら類が含まれていると考えられます（図2-8）。

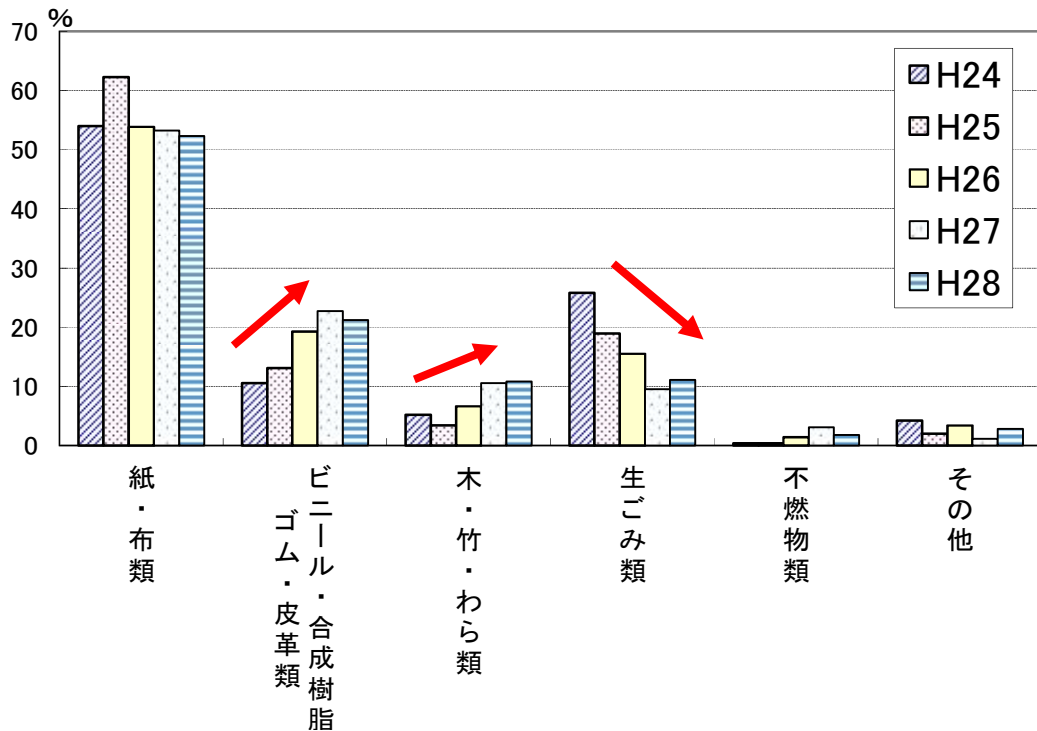


図 2-7 収集可燃ごみの組成の推移

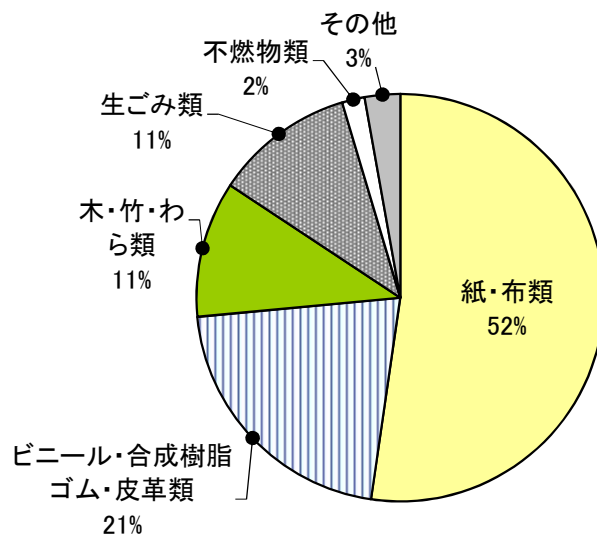


図 2-8 収集可燃ごみの組成 (平成28年度)

## ⑤ ごみ処理経費

ごみ処理にかかわる収入と支出について、その推移を示します。ごみ処理手数料による収入は、年間平均約7,200千円となっています。支出については変動がありますが、ごみ処理にかかる経費は年間平均約122,200千円となっています。平成22年度と平成25年度は「新ごみ焼却施設整備事業委託料」および「解散前の岩船広域事務組合ごみ処理施設に係る起債未償還金負担金」により、他の年度より多くなっています。近年は、起債未償還金負担金や焼却施設整備事業委託料がなくなり、支出額は減少傾向にあります。

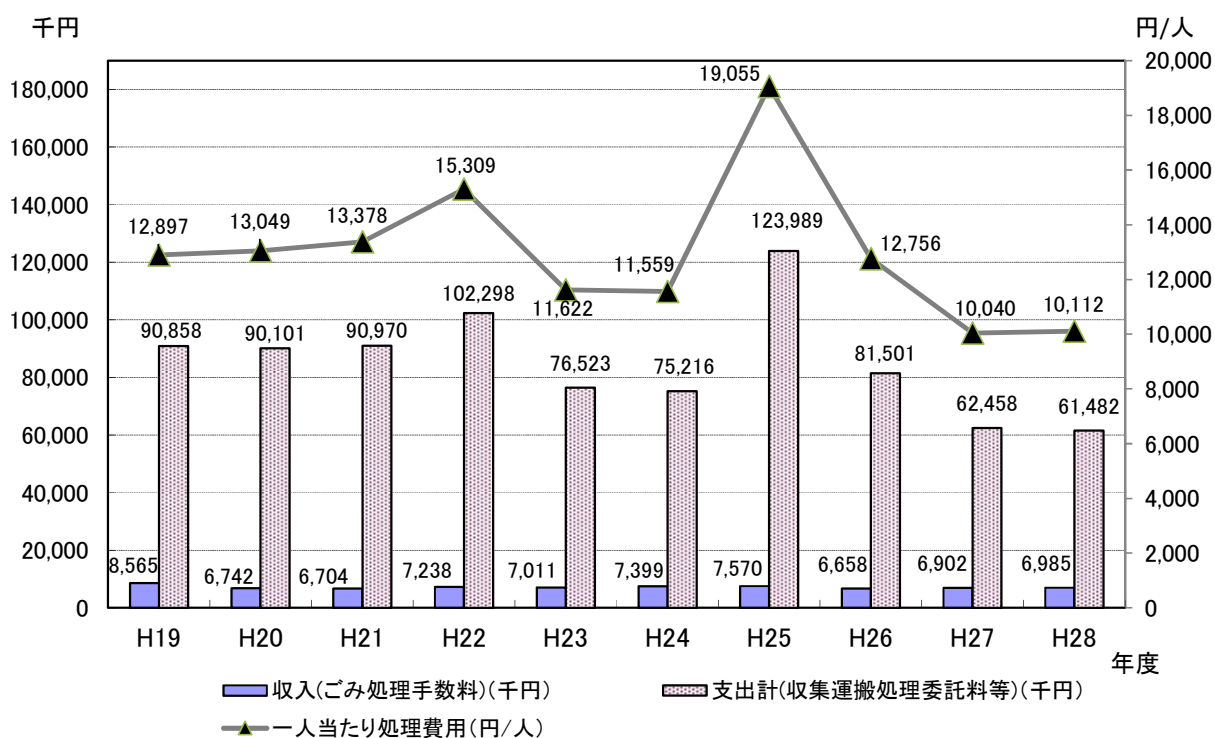


図 2-9 ごみ処理費 決算額の推移

表 2-6 ごみ処理費 決算額の推移

単位：円

中区分	小区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
収入	ごみ処理手数料(指定袋代金)	8,565,280	6,742,200	6,704,120	7,237,580	7,011,140	7,398,740	7,570,270	6,658,050	6,901,830	6,984,790
	収入計	8,565,280	6,742,200	6,704,120	7,237,580	7,011,140	7,398,740	7,570,270	6,658,050	6,901,830	6,984,790
支出(消耗品費等除く)	処理手数料(可燃ごみ以外の処理費差引)	3,053,625	1,732,416	3,598,855	1,374,609	572,500	1,165,935	2,283,926	1,967,059	2,024,513	2,153,140
	村内ごみ収集委託料	42,168,000	42,768,000	42,836,000	38,328,000	37,689,000	37,129,320	37,190,850	39,865,464	40,500,000	41,083,200
	岩船広域事務組合負担金	45,636,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	広域ごみ処理委託料	0	20,704,000	21,772,000	26,649,000	22,859,000	23,248,000	19,898,000	19,503,000	19,933,000	18,246,000
	新ごみ焼却施設整備事業委託料	0	0	0	13,958,000	3,018,000	13,673,000	64,616,000	20,165,000	0	0
	解散前の岩船広域事務組合ごみ処理施設に係る起債未償還金負担金	0	24,897,000	22,763,000	21,988,000	12,384,000	0	0	0	0	0
	支出計	90,857,625	90,101,416	90,969,855	102,297,609	76,522,500	75,216,255	123,988,776	81,500,523	62,457,513	61,482,340
	一人当たり処理費用	12,897	13,049	13,378	15,309	11,622	11,559	19,055	12,756	10,040	10,112
	差引	△ 82,292,345	△ 83,359,216	△ 84,265,735	△ 95,060,029	△ 69,511,360	△ 67,817,515	△ 116,418,506	△ 74,842,473	△ 55,555,683	△ 54,497,550

## (6) 現行計画目標に対する進捗状況

現行計画では、「村民1人1日当たり資源ごみ以外の収集ごみ排出量」、「総ごみ排出量」、「村民1人1日当たり直接資源化量」の3つの指標項目について中間目標年度(平成29年度)、最終目標年度(平成34年度)の目標値を定めています。また、中間目標年度・最終目標年度以外の年度について参考として計画値を定めています。

平成28年度までの実績値と計画値の比較した各項目の進捗状況を下表に示します。

表2-7 現行計画目標に対する進捗状況

	年度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
村民1人1日当たり 資源ごみ以外の 収集ごみ排出量	実績	533	530	545	537	522	○					
	計画	526	524	523	523	522		521	520	520	519	519
総ごみ排出量 (資源含む総量)	実績	2,067	2,010	1,995	2,150	2,047	×					
	計画	2,043	2,008	1,982	1,956	1,930		1,904	1,879	1,857	1,832	1,810
村民1人1日当たり 直接資源化量	実績	145	142	138	130	134	×					
	計画	146	146	146	146	146		146	146	146	146	146

※H29、H34(太枠)は目標値、H24～H28及びH30～H33の値は目標値検討に当り設定された計画値

3つの目標値それぞれの推移と目標に対する実績値の進捗状況のグラフを示します。

### ① 村民1人1日当たり資源ごみ以外の収集ごみ排出量

村民1人1日当たり資源ごみ以外の収集ごみ排出量の実績値と現行計画の計画値を下図に示します。

近年の実績値は計画値より高い値で推移していましたが、平成28年度には前年度より15g/人・日減少し、計画値と同じ522g/人・日となっています。

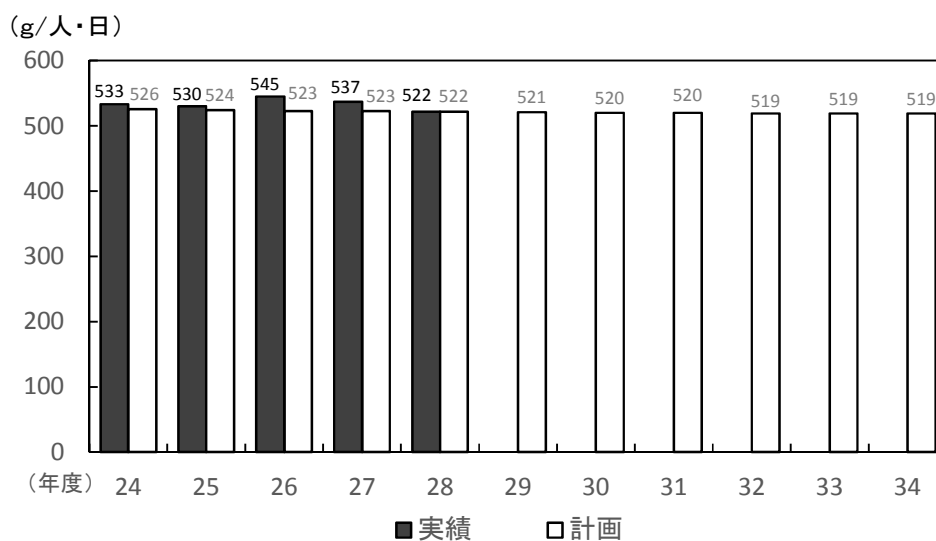


図2-10 村民1人1日当たり資源ごみ以外の収集ごみ排出量の達成状況

## ② 総ごみ排出量（資源含む総量）

総ごみ排出量（資源含む総量）の実績値と現行計画の計画値を下図に示します。

平成 28 年度の実績値は 2,047 t であり、平成 28 年度の計画値 1,930t 及び平成 29 年度の目標値 1,904t 以下を達成していません。

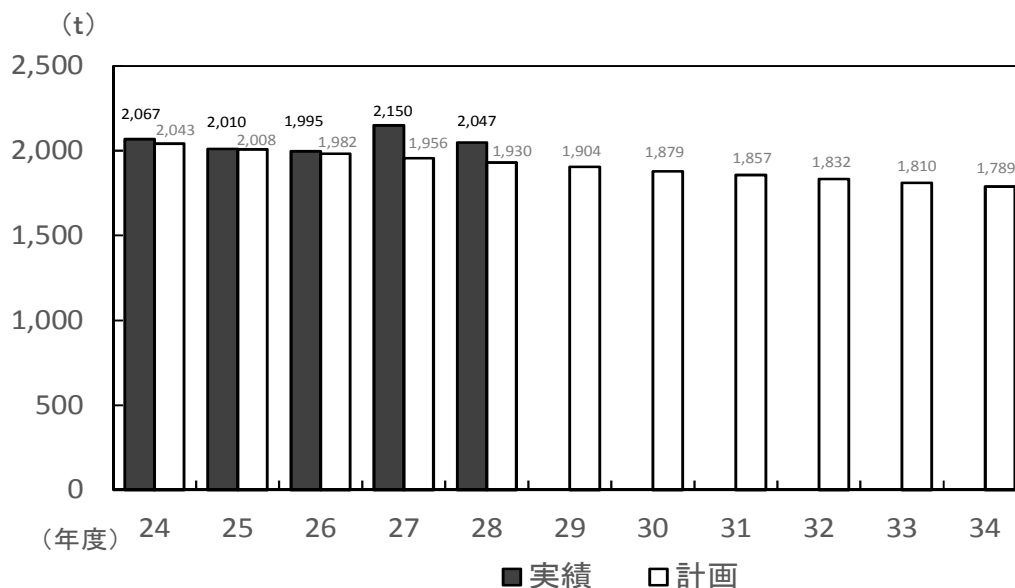


図 2-11 総ごみ排出量（資源含む総量）の達成状況

## ③ 村民 1 人 1 日当たり資源排出量

村民 1 人 1 日当たり資源排出量の実績値と現行計画の計画値を下図に示します。

平成 28 年度の村民 1 人 1 日当たり資源排出量は 134g/人・日であり、平成 28 年度の計画値及び平成 29 年度の目標値である 146g/人・日を下回っています。

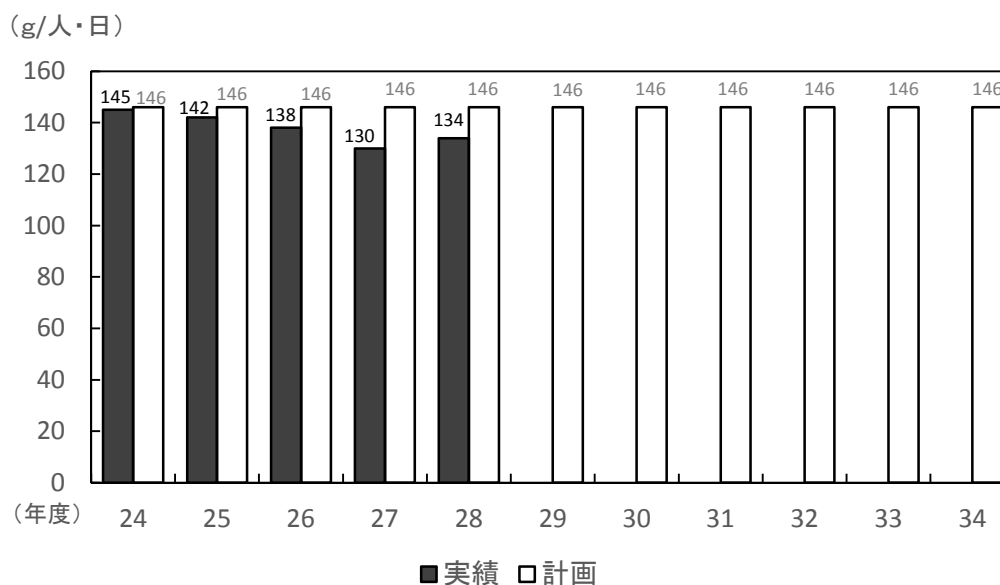


図 2-12 村民 1 人 1 日当たり資源排出量の達成状況

## (7) ごみ処理の課題

### ①分別の徹底

「(5) ④収集可燃ごみの組成」に示したように木・竹・わら類とビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類等のごみ類の割合が増加しており、紙類のごみ量も多く含まれると考えられます。これらをきちんと分別することが、ごみ減量の第一歩として重要です。特に、分別を周知すべき品目については、特集チラシを配布するなどの啓発も求められます。

### ②家庭で、地域でできる取り組みの促進

収集可燃ごみに多く含まれる生ごみを庭や畑で利用したり、地域での集積所の管理・見回りなど、家庭や地域による発生抑制・排出抑制と資源化への取り組みが重要となっています。

これまでの集落での取り組み実績も参考にしながら、ごみを正しく出してもらうための指導や、看板設置などによる不法投棄への対応を村、村民、事業者協働で推進する必要があります。

### ③事業系ごみ（生ごみの資源化、せんてい枝など）

事業系の生ごみやせんてい枝は、まとまった量と同じ性状のものが排出されるため、資源化に適しています。村内で発生する事業系の生ごみやせんてい枝等を焼却処理せずに資源として生かすため、利用へ向けた体制づくりや調査研究を進める必要があります。

### ④効率よい収集等の検討

収集について、品目毎に実際の排出量と内容に応じ、その回収頻度を見直すなど、効率化・適正化に向けた検討が必要です。

収集可燃ごみに混入して出されている古紙類への対応について、資源ごみとしての回収率が向上する排出方法を検討します。

### ⑤周辺自治体との協力体制の維持

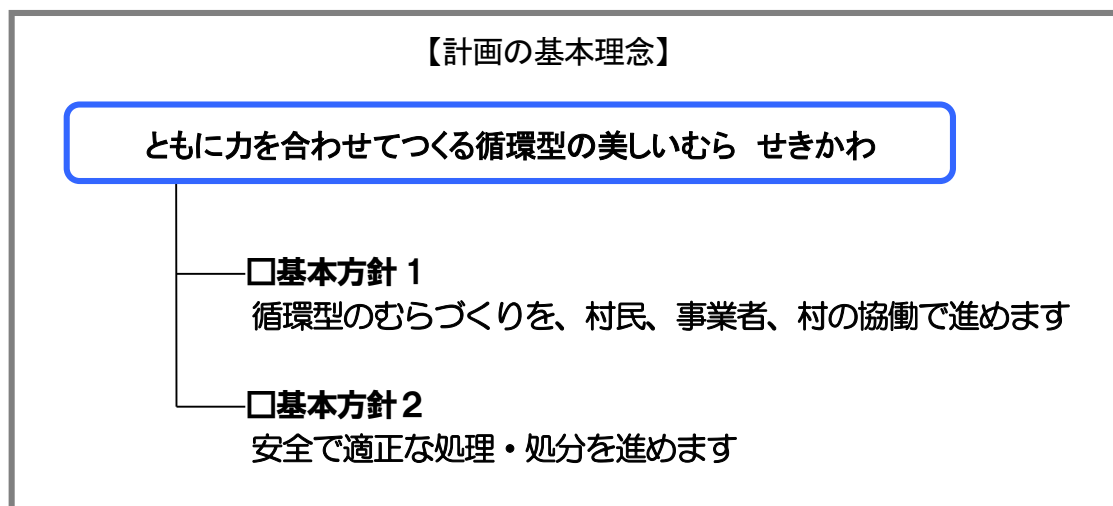
村では村有の処理施設がなく、可燃ごみの焼却を中心に、中間処理や最終処分を村上市に委託しており、今後も引き続きこの協力体制を維持していく必要があります。

また、大災害時の相互支援、不法投棄対策、有料化手数料の見直しなど、周辺自治体とのかわりのある課題についても協調して取り組むことが重要となっています。

## 2 ごみ処理の基本方針と目標

### (1) 基本方針

計画を推進するための基本理念と基本方針を以下のように定めます。



### (2) 計画の目標

ごみ処理基本計画の中間年度、最終年度における目標値を、次の3つの指標項目について定めます。

本計画の施策を進めることにより、目標の達成を目指します。

表 2-8 計画の目標

指標項目	実績 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度	最終目標 平成 39 年度
①村民 1 人 1 日当たり 資源ごみ以外の収集 ごみ排出量	522 g/人・日	522 g/人・日以下	521 g/人・日以下
②総ごみ排出量	2,047 t/年	1,907 t/年	1,810 t/年
③村民 1 人 1 日当たり 直接資源化量	134 g/人・日	134 g/人・日以上	134 g/人・日以上

算出式

①村民 1 人 1 日当たり排出量 = (収集可燃ごみ量 + 収集不燃ごみ量) ÷ 総人口 ÷ 365 日

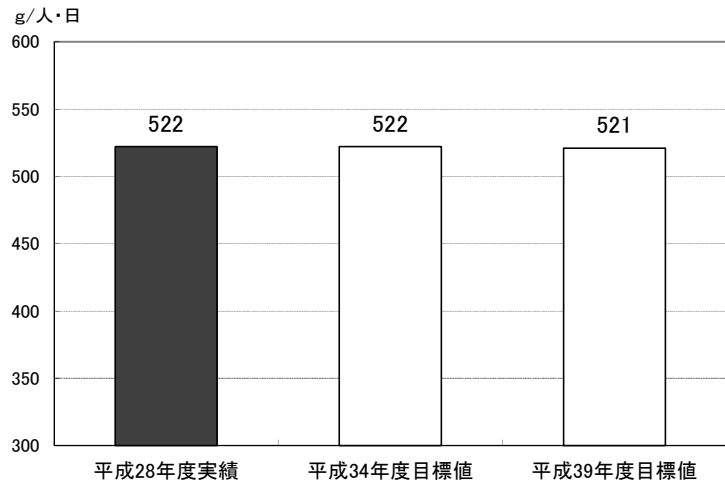
②総ごみ排出量 = 収集可燃ごみ量 + 収集不燃ごみ量 + 収集資源ごみ量 + 持ち込みごみ量

③村民 1 人 1 日当たり直接資源化量 = 収集資源ごみ量 ÷ 総人口 ÷ 365 日

### ① 村民1人1日当たり資源ごみ以外の収集ごみ排出量

収集される可燃ごみと不燃ごみの村民1人1日当たりの量を算出したもので、総人口の増減に関係なく、指標として使用できます。

一人分の量であることから、村民に排出者としての当事者意識を持ってもらいやすい数値です。資源ごみ以外の収集ごみの傾向が把握できます。



①村民1人1日当たり収集ごみ(資源以外)排出量(g/人・日)

### ② 総ごみ排出量

収集されるごみと資源ごみ及び持ち込みごみの年間総量です。人口増減により変動します。

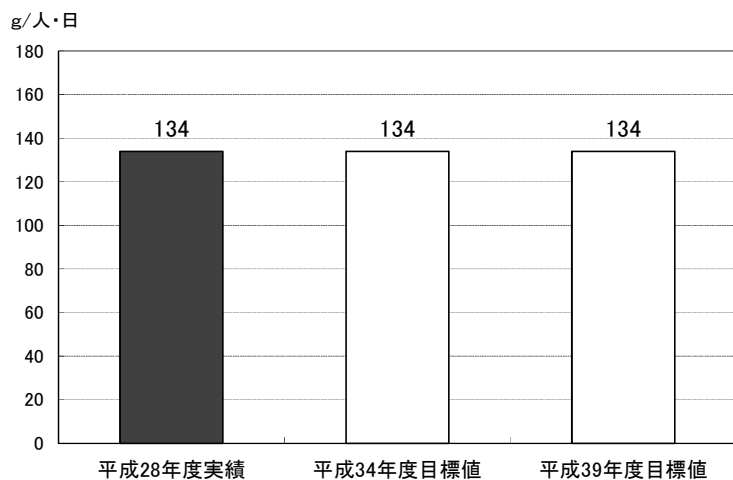


②総ごみ排出量

### ③ 村民1人1日当たり直接資源化量

収集される資源ごみについて、村民1人1日当たりの量を算出したもので、総人口の増減に関係なく、指標として使用できます。

ごみと資源ごみが正しく分別され、資源ごみがきちんと排出されると増加する傾向を持ちます。



③村民1人1日当たり直接資源化量

図 2-13 計画の目標

### (3) 各主体の役割

関川村廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に定められている、村民、事業者、村の主な責務と役割を示します。

#### ■村の責務と役割

- 一般廃棄物の処理計画を定め、計画の策定及び実施に際し、廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進による廃棄物の減量を図るとともに、廃棄物の適正な処理に努める。
- 村民及び事業者の廃棄物に関する意識の高揚に努めるとともに、廃棄物の再生利用等による減量及び適正な処理に関する村民及び事業者の自主的な活動を支援する。
- 村が分別収集する資源化物の収集等による廃棄物の減量化を促進するため、容器包装リサイクル法第8条第1項の規定に基づき分別収集計画を定める。
- 再生品を使用する等のほか、自ら率先して廃棄物の再生利用に努める。
- 村民及び事業者が自ら処理することができない一般廃棄物については、一般廃棄物処理計画及び分別収集計画にしたがった方法でそれを排出するものとし、この場合において、村は、村民及び事業者に必要な協力を求める。

#### ■村民の責務と役割

- 不用品の活用及び再生品を使用するとともに、その生じた廃棄物をできるだけ自ら処分することにより、廃棄物の減量に努める。
- 廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、村の施策に協力する。
- 自らが占有し、又は管理する土地若しくは建物等及びその周囲を清潔に保つとともに、資源として利用することができるものの回収等自主的な活動を企画し、又は当該活動に参加、若しくは協力して地域の良い環境を確保するよう努める。
- 資源化物とそれ以外の廃棄物の分別を行うとともに、資源として利用できる廃棄物の有効活用を図る。
- 商品を選択するに際しては、当該商品の内容、容器及び包装等を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全への配慮に努める。
- 自ら一般廃棄物を処理する場合は、法に基づき適正に処理する。
- 地区の村民及び事業者が、ごみステーションを設置しようとする場合は、村長の同意を得た上で設置する。
- ごみステーション利用者は、利用にあたり一般廃棄物の種別ごとに分別し、指定された日時に排出する。ごみステーションを清潔に保ち、適正管理に努める。

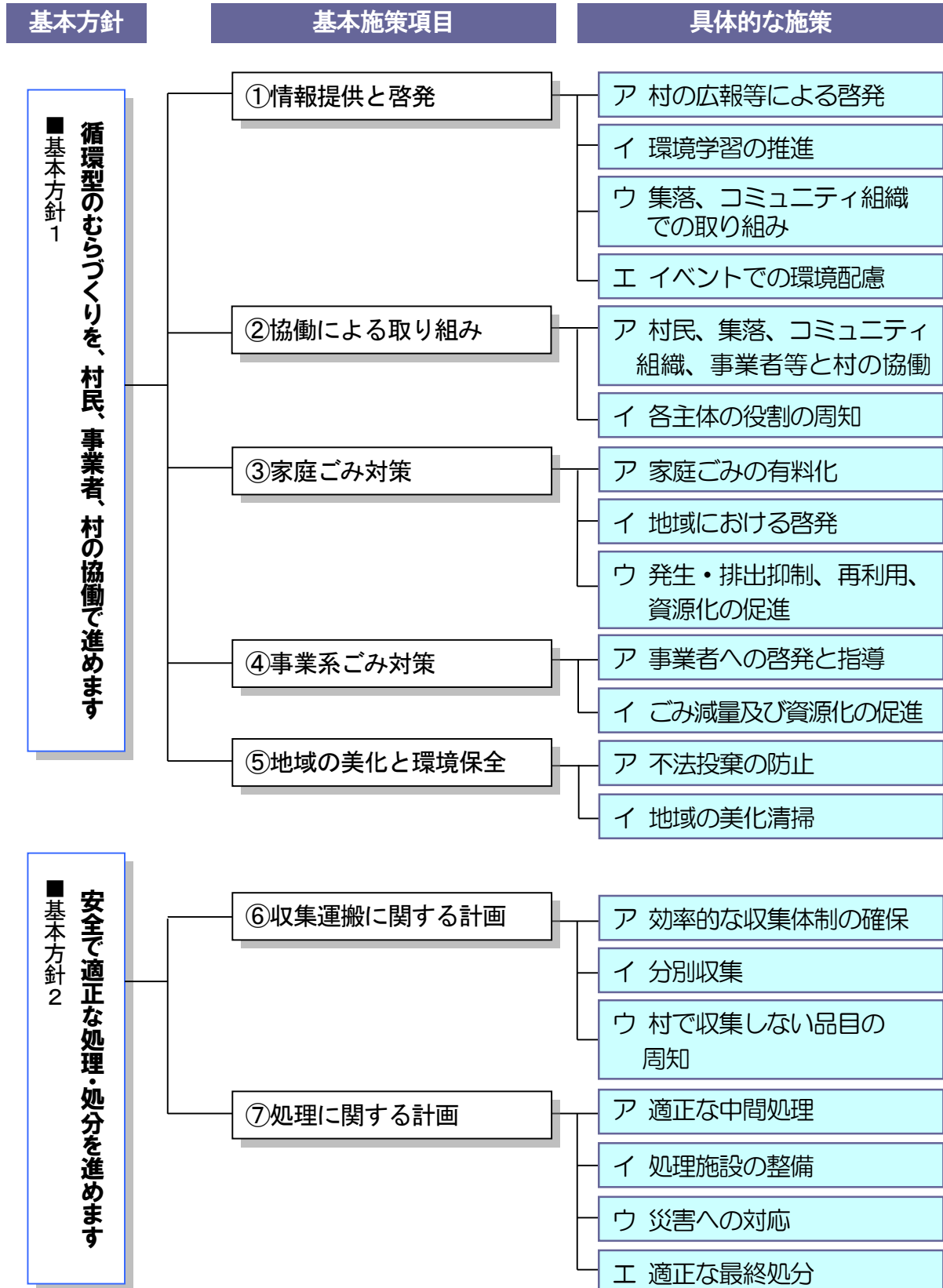


## ■事業者の責務と役割

- 事業活動に伴う廃棄物の発生を抑制し、再生利用等を図ることによりその減量を行うとともに、発生した廃棄物を自ら処理するか又は廃棄物の処理を業として行うことができる者に委託して処理する。
- 事業活動に伴う廃棄物の再生利用並びに適正な処理に関する技術の研究及び開発を行うよう努める。
- 廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、村の施策に協力する。
- 事業者は、自らが占有し、又は管理する土地若しくは建物及びその周囲を清潔に保つとともに、相互に協力して、地域の良い環境を確保するよう努める。
- 物の製造、加工、販売等に際し発生した廃棄物は、資源化物とそれ以外の廃棄物の分別を行い、再生利用を促進するために必要な措置をとる。
- 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して容器、包装等にかかる基準を設定する等により、その容器、包装等の適正化を図り、廃棄物の減量に努める。
- 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器、包装等の開発、普及に努め、その容器、包装等が使用された後の回収策を講ずる。
- 事業者が自ら一般廃棄物を処理する場合は、法に基づき適正に処理する。

### 3 ごみ処理基本計画の施策

#### (1) 施策体系



## (2) 具体的な施策内容

### ① 情報発信と啓発

#### ア 村の広報等による情報発信

村の「広報せきかわ」や村ホームページにおいて、ごみの出し方や基本的なごみ減量に関する情報発信を行い、村民の意識向上を図ります。

毎年の「ごみ収集日程表」は、全戸配布します。また、必要に応じ、啓発ちらしの配布、回覧による周知を行います。

#### イ 環境学習の推進

ごみ処理関連施設の見学や、学校での資源回収などを通じた環境学習を進めます。生涯学習や村職員の出張する出前講座・説明会等での環境学習を推進します。

#### ウ 集落、コミュニティ組織での取り組み

ごみステーションは集落等の所有物で、地域により維持管理されています。今後も、ごみステーションにおける適正管理とごみ出しマナーの向上について広報等で啓発するとともに、ごみステーションの管理者等による活動を支援します。

#### エ イベントでの環境配慮

ニューツーリズムや村関連のイベントでは、リユース食器の利用、啓発パネルの展示、スローライフ体験など、環境配慮の取り組みを検討します。



### ② 協働による取り組み

#### ア 村民、集落、コミュニティ組織、事業者等と村の協働の推進

ごみの減量や不法投棄、地域環境保全の活動は、村民（集落・コミュニティ組織）、事業者、村との協働により、相互に助け合い、協力しあいながら各種の取り組みを進めます。

#### イ 各主体の役割の周知

協働の取り組みの基本となるごみ処理に関する村民、事業者、村の責務と役割について周知します。

（参照 第2章 2 (3) 各主体の役割）

### ③ 家庭ごみ対策

#### ア 家庭ごみの有料化

家庭と事業所から出される可燃ごみ、不燃ごみは有料としています（資源ごみは無料で収集）。

村民から指定袋または処理券により処理手数料を徴収する家庭ごみの有料化制度を、今後も継続することにより、村民のごみ排出マナーの意識向上と排出量に応じた公平な処理料負担とします。

#### イ 地域における啓発

地域では、集落ごみ集積所の管理者による指導・啓発をはじめ、集落やコミュニティ組織の自主的活動によるごみ減量への取り組みを促進します。

#### ウ 発生・排出抑制、再利用、資源化の促進

可燃ごみの中に多く含まれる家庭からの生ごみや紙類についての対策を進めます。

生ごみは、その発生抑制策として買い物などの消費行動について啓発するとともに、生ごみ処理容器購入への村単独の補助制度を維持します。また、家庭の庭や畑などで簡単に土に返す方法について周知します。

紙類については、分別の徹底を周知するとともに、その他紙類の出しやすい方法の検討、事業所による回収を促進します。

レジ袋削減のため、県のレジ袋削減県民運動へ参加し、事業者と消費者の双方への働きかけを行うとともに、マイバッグ持参などを村民に啓発します。

せんてい枝・葉については、利用方法について、事業系のものも含め、調査研究を行います。

古布については、回収先団体・事業者の調査と、品目を限定した指定日のみの拠点回収や集団回収などの効率よい方法について検討します。



新潟県レジ袋削減県民運動キャラクター  
「エコニャン」

## ④ 事業系ごみ対策

### ア 事業者への啓発と指導

村の「広報せきかわ」や村ホームページにおいて、ごみの出し方や基本的なごみ減量に関する情報発信を行い、事業者の責務を周知するとともに、意識向上を図ります。

収集許可業者との協力による啓発を検討します。

### イ ごみ減量及び資源化の促進

事業系のせんてい枝・葉は、重要な木質バイオマスであり、事業者と森林組合等関係機関と協力し、堆肥化やボイラー燃料化などエネルギー利用を含む利活用を検討します。

学校給食や宿泊施設、観光施設、店舗から出る生ごみについては、地産地消の一環として食品リサイクルのループ形成を目指し、資源化を検討します。

## ⑤ 地域の美化と環境保全

### ア 不法投棄の防止

村内の不法投棄は後をたたない状況です。「ごみの散乱等防止条例」による啓発等を進めるとともに、新潟県や警察等の関係機関と情報交換を進め、地域の協力も得た監視体制の強化を進めます。

また、不法投棄は未然防止が重要であることから、看板の設置や啓発活動を充実させます。

### イ 地域の美化清掃

地域の美化と環境保全のため、村民が参加して行う「村内一斉クリーン作戦」及び「荒川クリーン作戦」等を実施します。

NPO法人や地域住民、集落等の主体的・自主的な環境保全活動を支援します。



清流 荒川（平成の名水百選）でのクリーン作戦

## ⑥ 収集運搬に関する計画

### ア 効率的な収集体制の確保

村内のごみの収集運搬は、民間業者への委託とします。

収集回数は、品目毎の排出量に応じて、その回収頻度を見直すなど、より効率のよい方法、体制を検討します。

使用済み小型家電は、不燃物として収集し、可燃ごみとして排出されている紙類については、古紙回収率が向上する排出方法を検討します。

### イ 分別収集

村では、下表に示す分類にて、分別収集を実施しています。

分別収集した資源ごみは、許可業者の施設で選別、圧縮、保管します。

飲用紙パックや発泡スチロール製容器、ペットボトル等については、村の分別収集のほか、販売店や店頭での事業者による回収も促進します。リターナブルビンについては、販売店での回収を促進します。

表 2-9 分別収集の品目

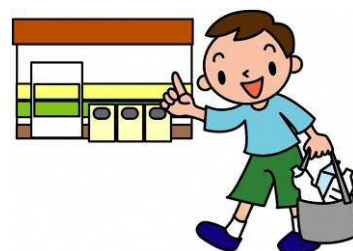
分類	内容
可燃ごみ	紙くず、生ごみ、草木類、他
不燃ごみ	ガラス、小型家電製品（中型ごみ※含む）、陶磁器、乾電池、他
資源ごみ	金属類（鉄くず類、空缶） ビン類（飲料ビン、食品ビン、調味料ビン） ペットボトル、発泡スチロール、その他プラ容器 紙類（新聞・雑誌カタログ・ダンボール・牛乳パック・その他紙類（包装紙、紙袋、チラシ等）

※中型ごみは、80cm×50cm×40cm 以内で 15kg 以内の製品

### ウ 村で収集しない品目の周知

重さ 15kg を超える大型のごみ、家電リサイクル法の対象品目、処理困難物、感染性医療廃棄物、パソコン等の村で処理ができない品目については収集しません。

村民・事業者には、村では収集できない品目と適正な処理の方法について周知し、正しい排出を促進します。



## ⑦ 処理に関する計画

### ア 適正な中間処理

村上市へ事務委託している中間処理については、今後も継続します。  
許可業者が行う中間処理については、村による処理施設の定期的な確認を行います。

### イ 処理施設の整備

新しい中間処理施設の整備と環境に配慮した管理を必要に応じて計画し、村の中間処理体制等を確保します。

### ウ 災害への対応

災害発生時に迅速かつ的確な対応を行ため、地域防災計画に基づくごみ処理体制を整備します。また、村上市や事業者と連携し、災害ごみの仮置き場や収集運搬等の対応について検討を進めます。

放射性物質等に汚染された廃棄物への対応は、法令等による適切な対応を進めます。

### エ 適正な最終処分

村のごみは、村上市での中間処理後、焼却灰と不燃残渣ともに村上市の最終処分場に埋め立てられています。今後も村上市への委託を継続し、適正に処分を行います。

また、最終処分場の延命化を図る観点から、ごみの分別と削減により、最終処分量の削減に努めます。

最終処分への村民の関心を喚起するため、処分場の見学会等について検討します。

### 第3章 生活排水処理編

#### 1 生活排水処理の現状

##### (1) 生活排水処理の流れ

村では、下水道整備計画に基づき平成9年度から下水道整備事業を行ってきました。既に、公共下水道(特定環境保全公共下水道事業)の整備を完了し、平成21年度に全区域での供用を開始しています。

村内には、山間部や複雑な地形があることから、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業の3つの方式に分け、地区ごとの事情にあわせ効率の良い方式を採用し、整備を進めてきました。

農業集落排水施設は、下水道と同様に汚水を処理するもので、金丸浄化センター区域、片貝浄化センター区域及び女川浄化センター区域の3地区が整備され、平成17年度から全区域で供用を開始しています。

地形や戸数の関係で下水道事業等の対象外となる区域や場所では、合併処理浄化槽の整備を進めています。

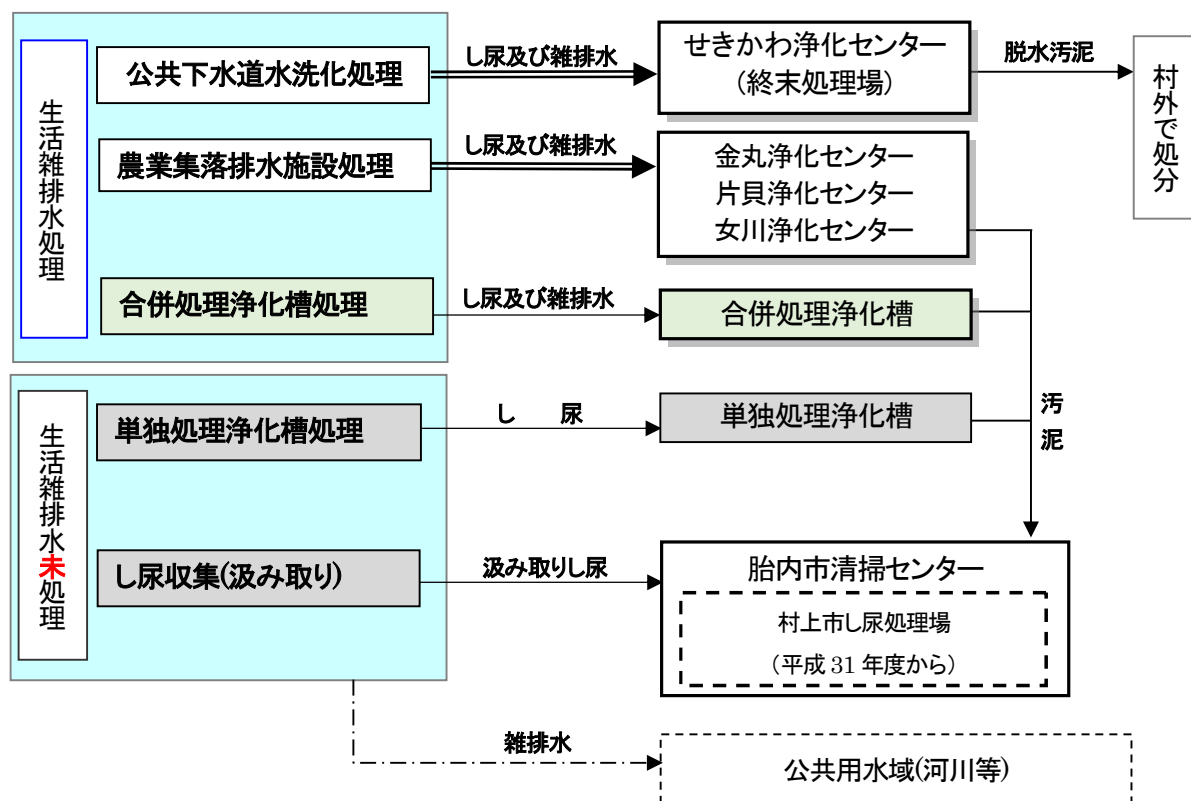
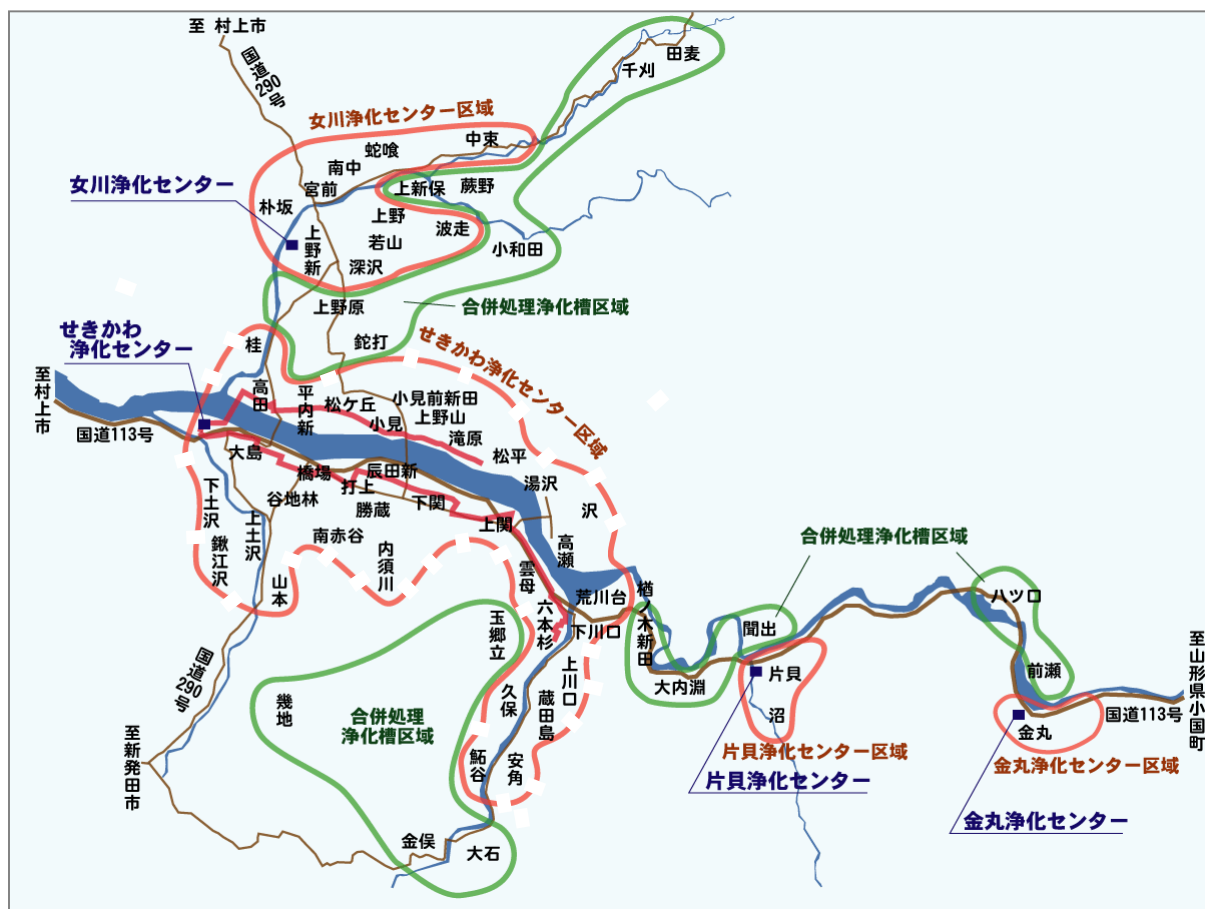


図 3-1 生活排水処理・処分の流れ (平成29年度)



凡 例	事業別区域名称
	特定環境保全公共下水道幹線
	特定環境保全公共下水道計画区域 (以下「公共下水道区域」という。)
	農業集落排水事業計画処理区域 (以下「農業集落排水区域」という。)
	合併処理浄化槽区域

図 3-2 生活排水 各処理区域の概要図

## (2) 関川村特定環境保全公共下水道事業計画の概要

平成5年に関川村下水道事業全体計画を策定し、平成9年度に下水道管渠工事に着手、終末処理場は最下流の大島地内切手橋付近に「せきかわ浄化センター」として整備され、平成13年4月から一部供用開始となりました。既に、平成21年度に全区域での供用が開始され、公共用水域の水質保全に貢献しています。また、平成26年に当初（平成5年度）全体計画から20年が経過し、社会経済状況の変化、上位計画の変更及び下水道施行令の一部改正により、特定環境保全公共下水道事業計画の変更をしました。

表 3-1 関川村特定環境保全公共下水道事業計画

区 分		変更認可計画	
計画目標年次		平成32年	
計画処理面積		200.0ha	
排 除 方 式		分流式	
計画処理人口		定住	3,970人
		観光 宿泊	0人
		日帰り	0人
計画汚水量	日平均	1,540m <sup>3</sup> /日	
	日最大	1,770m <sup>3</sup> /日	
	時間最大	2,670m <sup>3</sup> /日	
計画水質	BOD	設計水質 259mg/リットル	放流水質 15mg/リットル
	SS	設計水質 201mg/リットル	放流水質 20mg/リットル
処理施設	名 称	せきかわ浄化センター	
	処理方法	オキシデーションディッチ法	
	敷地面積	10,800m <sup>2</sup>	
	処理能力	960×2=1,920m <sup>3</sup> /日 (2系列)	
	供用開始	平成13年4月	



特定環境保全公共下水道終末処理場 せきかわ浄化センター

### (3) 農業集落排水施設の概要

農業集落排水施設は、農村地域において下水等と同様に、家庭等からの生活雑排水と水洗便所汚水を、汚水管路や汚水処理施設を整備し処理することで、農業用排水路や河川の水質保全を図るものです。村では、金丸浄化センター区域、片貝浄化センター区域及び女川浄化センター区域の3地区が整備されました。

表 3-2 金丸浄化センターの概要



所在地	関川村大字金丸 11 番地 2	
敷地面積	1,292m <sup>2</sup>	
建築面積	26.4m <sup>2</sup> (RC 瓦葺き屋根)	
排除方式	分流式	
処理方式	沈殿分離および接触ばっ気を組み合わせ方式 (JARUS-S 型)	
計画人口	160 人	
計画戸数	42 戸	
計画面積	6.5ha	
計画汚水量	日平均	43.2m <sup>3</sup> /日
	日最大	52.8m <sup>3</sup> /日
計画処理水質	BOD	20mg/リットル以下
	SS	50mg/リットル以下
総事業費	338,010 千円	
供用開始	平成 12 年 6 月	

表 3-3 片貝浄化センターの概要



所在地	関川村片貝地区 412-1	
敷地面積	1,483m <sup>2</sup>	
建築面積	65.2m <sup>2</sup>	
排除方式	分流式	
処理方式	土壌被覆型礫間接触ばっ気法 (ニイミシステム 20)	
計画人口	290 人	
計画戸数	84 戸	
計画面積	12.0ha	
計画汚水量	日平均	78.3m <sup>3</sup> /日
	日最大	95.7m <sup>3</sup> /日
計画処理水質	BOD	20mg/リットル以下
	SS	30mg/リットル以下
総事業費	554,000 千円	
供用開始	平成 13 年 6 月	

表 3-4 女川浄化センターの概要



所在地	関川村大字朴坂 571 番地 3	
敷地面積	3,440m <sup>2</sup>	
建築面積	104m <sup>2</sup> (鉄筋コンクリート平屋建・フッソ樹脂鋼板屋根)	
排除方式	分流式	
処理方式	土壌被覆型礫間接触ばっ気法 (ニイミシステム 20)	
計画人口	1,330 人	
計画戸数	336 戸	
計画面積	68.7ha	
計画汚水量	日平均	359.1m <sup>3</sup> /日
	日最大	438.9m <sup>3</sup> /日
計画処理水質	BOD	20mg/リットル以下
	SS	30mg/リットル以下
総事業費	465,674 千円	
供用開始	平成 15 年 4 月	

(4) 合併処理浄化槽の概要

公共下水道と農業集落排水事業以外の区域では、合併処理浄化槽の整備を進めています。合併処理浄化槽とは、し尿、台所、風呂、洗濯機、洗面所などの生活排水のすべてを個人の浄化槽で処理をし、処理水は河川等に放流する方式です。

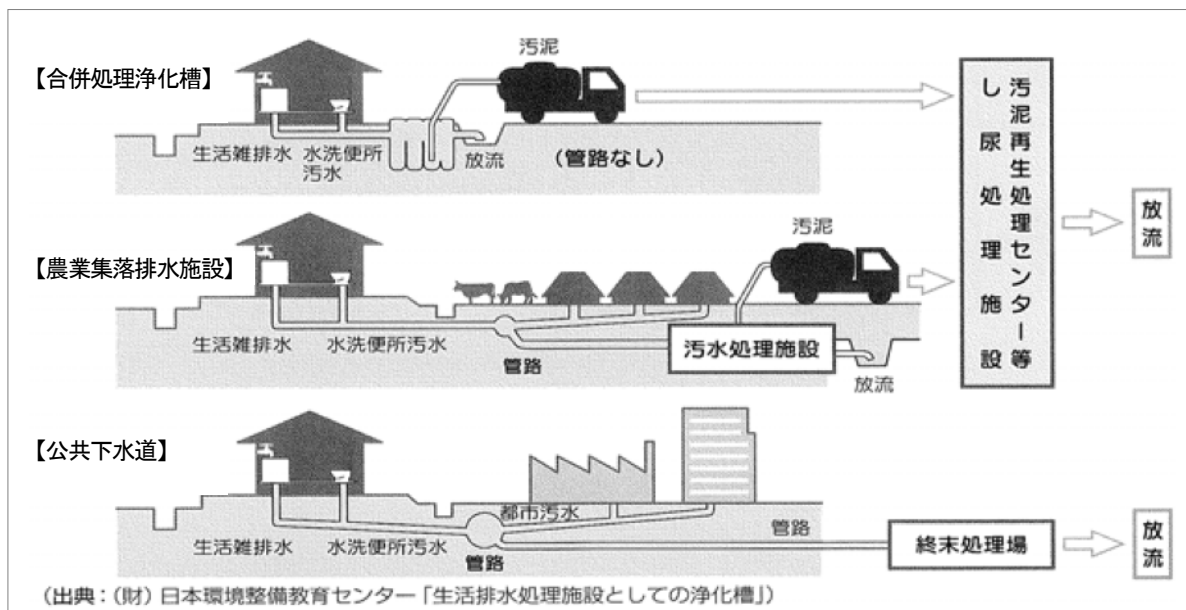


図 3-3 生活排水処理方式の概要

### (5) 生活排水処理人口の推移

公共下水道や農業集落排水施設への加入促進の結果、単独処理浄化槽とし尿汲み取り人口は順調に減少しています。

表 3-5 生活排水処理人口の推移

単位：人

区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	割合
総人口	7,045	6,905	6,800	6,682	6,584	6,481	6,389	6,221	6,080	5,941	-
生活排水処理人口											
公共下水道処理人口	2,729	2,961	3,172	3,317	3,239	3,294	3,350	3,332	3,291	3,231	54.4%
農業集落排水処理人口	601	631	688	728	715	760	752	736	741	743	12.5%
合併処理浄化槽人口(全村分)	450	465	438	438	403	488	467	467	476	471	7.9%
単独処理浄化槽人口(全村分)	1,741	1,490	1,297	1,140	1,125	911	866	807	776	755	12.7%
し尿収集人口(全村分)	1,524	1,358	1,205	1,059	1,102	1,028	954	879	796	741	12.5%

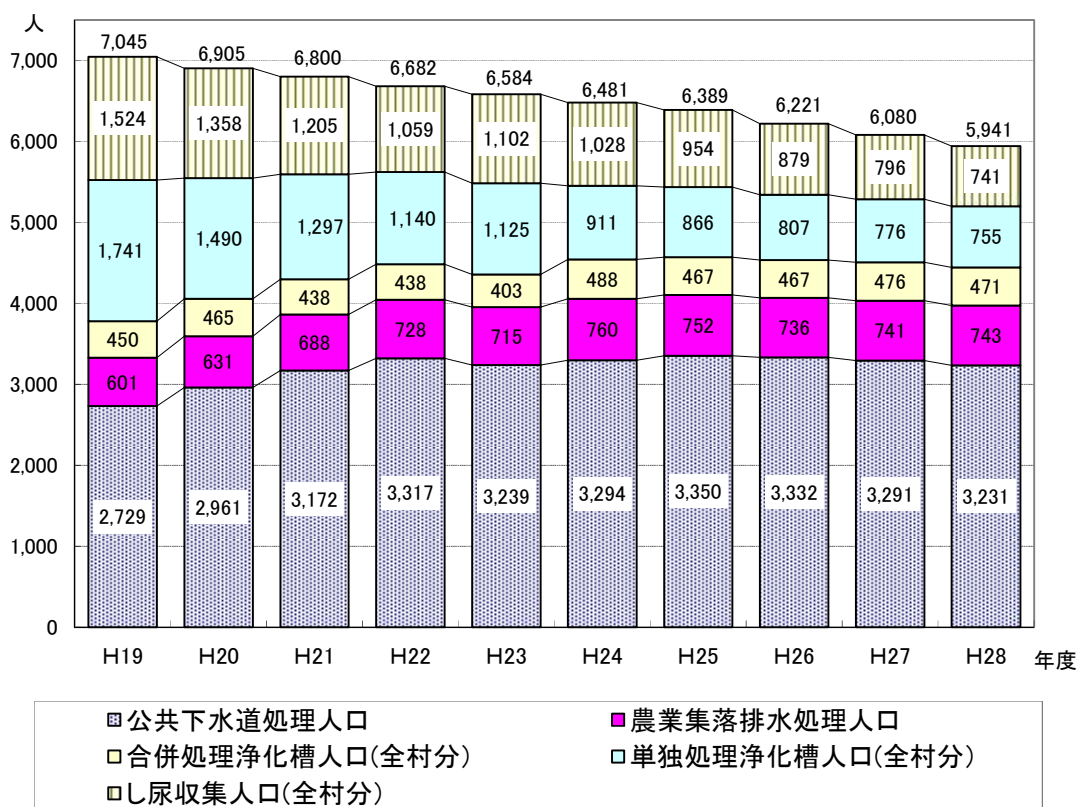


図 3-4 生活排水処理人口の推移

## (6) し尿、浄化槽汚泥の発生量

村内の汲み取りし尿と浄化槽から発生する汚泥の収集量は、下表のような推移となっています。下水道等への加入が進み、し尿の量は平成 19 年度から平成 28 年度まで毎年減少しています。一方、浄化槽汚泥の量は平成 19 年度から平成 24 年度まで減少傾向にありましたが、平成 25 年度以降は横ばいとなっています。

表 3-6 汲み取りし尿、浄化槽汚泥の収集量の推移

年度		H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28
し尿と浄化槽汚泥の収集量	k1	2,245	2,081	1,938	1,851	1,781	1,640	1,637	1,619	1,591	1,543
	し尿	1,087	961	859	804	788	716	704	642	639	584
	浄化槽汚泥	1,158	1,120	1,079	1,047	994	924	933	977	952	959
し尿と浄化槽汚泥の処理後資源化量*	t	18	17	16	13	13	14	9	8	3	1
下水道からの脱水汚泥量(せきかわ浄化センター)	t	194	221	236	256	255	254	247	239	234	234

※胎内市清掃センターでの資源化(堆肥化)

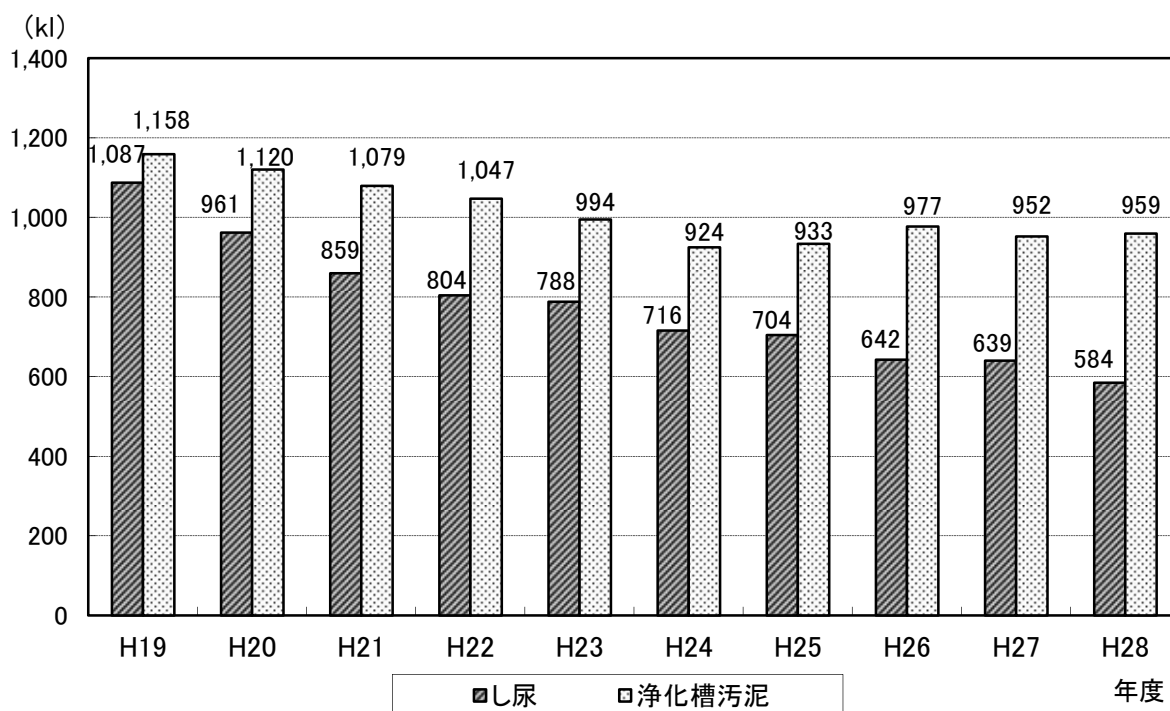


図 3-5 汲取し尿、浄化槽汚泥の収集量の推移

## (7) 生活排水処理の課題

### ① 下水道への加入の促進

関川村では既に下水道整備が完了しており、生活排水の処理を進める上では、全人口の約7割が暮らす公共下水道区域内での取り組みが最も重要となります。

公共下水道区域内では加入が進み、接続人口は現在のところ約73%で、し尿汲み取り人口が約11%、単独処理浄化槽人口が約14%となっています。

引き続き、未加入の世帯・集落センターや事業所等の加入を促進する必要があります。

下水道加入者は近年減少傾向にあり、また、一人世帯が増加傾向にあることから加入促進が鈍る恐れがあります。近年の加入率にも差があることから集落ごとに重点的指導や啓発を行うなど、加入促進策が重要となります。

### ② 農業集落排水施設への加入の促進

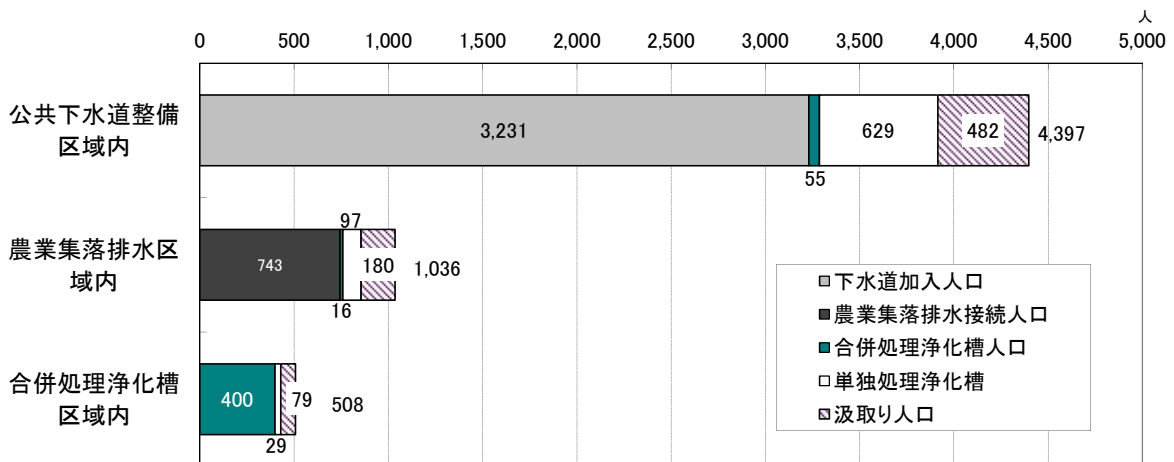
農業集落排水区域内では、接続人口が約72%で、し尿汲み取り人口が約17%、単独処理浄化槽人口は約9%となっています。

引き続き、未加入世帯の加入促進を図る必要があります。

### ③ 合併処理浄化槽区域の整備促進

合併処理浄化槽区域内では、合併処理浄化槽の整備人口は約79%で、し尿汲み取り人口は約15%、単独処理浄化槽人口が約6%となっています。

引き続き、浄化槽の設置費の補助制度について周知するなど、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。



※ 平成28年9月建設環境課データ,外国人を含む

図 3-6 区域ごとにみた生活排水処理人口の内訳

#### ④ 村民への情報提供と普及啓発

単独処理浄化槽や汲み取り世帯の台所や浴室からの生活雑排水や、工場からの排水が流出することで、荒川、大石川、用水路などの公共水域の水質が悪化します。

単独処理浄化槽や汲み取り世帯については、その居住区域に応じ、公共下水道や農業集落排水施設への加入もしくは合併処理浄化槽への転換を進める必要があります。また、河川の水質調査結果、処理施設の効果等の情報提供により、村民と事業者の水質保全意識の向上を図ることが必要です。

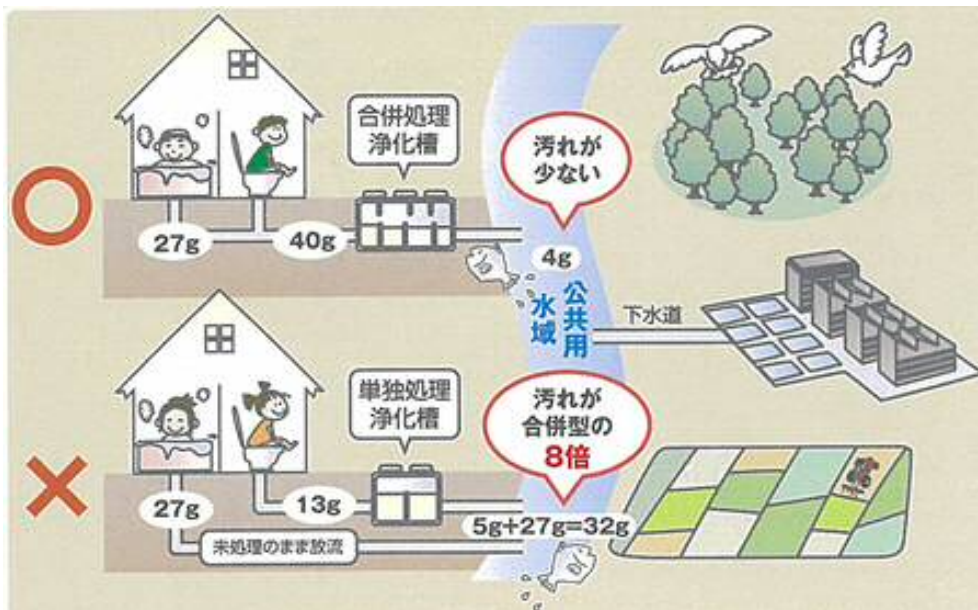
浄化槽設置補助などの促進施策の情報が、対象となる世帯・集落に周知されるようにしなければなりません。集落ごとにみると、下水道や農業集落排水施設への接続率に差があることから、集落ごとに重点的な指導の検討も必要です。



荒沢河川公園



市役所前の水路



出典：環境省発行「浄化槽による地域の水環境改善の取り組み」

図 3-7 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の比較

## (8) 現行計画目標に対する進捗状況

現行計画では「汚水処理人口普及率」の指標項目について中間目標年度（平成 29 年度）、最終目標年度（平成 34 年度）の目標値を定めています。また、中間目標年度・最終目標年度以外の年度について参考として計画値を定めています。

現行計画の目標値及び平成 28 年度までの実績値と計画値を比較した各項目の進捗状況を下表に示します。

表 3-7 現行計画の目標

指 標	実績値 平成 24 年度	中間目標 平成 29 年度	目標 平成 34 年度
汚水処理人口普及率	97.7%	98.4%以上	99.1%以上

算出式

$$\text{汚水処理人口普及率} = (\text{下水道及び農業集落排水等の処理区域内居住人口} + \text{合併処理浄化槽区域内の合併処理浄化槽整備人口}) \div \text{総人口} \times 100$$

表 3-8 現行計画目標に対する進捗状況

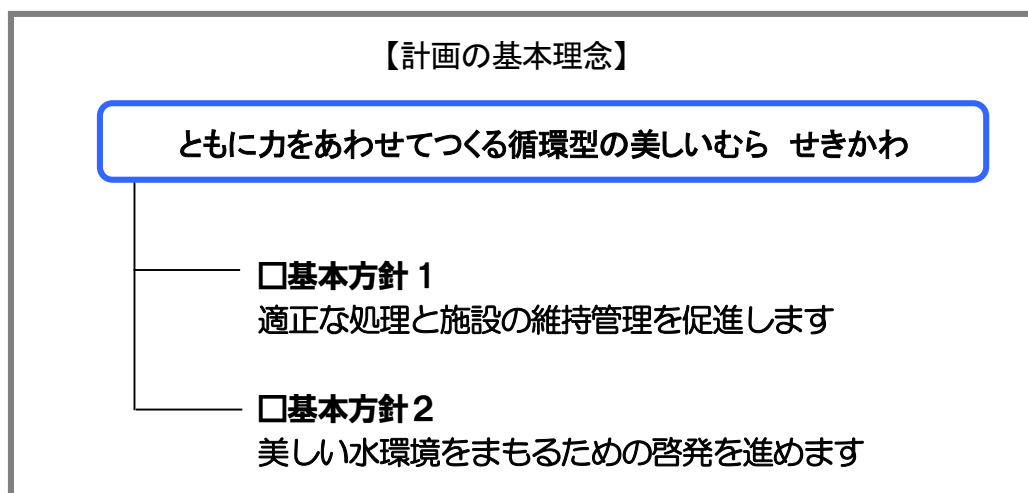
	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
汚水処理人口普及率	実績	97.1%	97.7%	97.8%	98.0%	98.1%	98.2%						
	計画		97.7%	97.8%	98.0%	98.1%	98.3%	98.4%	98.6%	98.7%	98.9%	99.0%	99.1%

※H29, H34 は目標値、H24～H28 及び H30～H33 の値は目標値検討に当たり設定された計画値

## 2 生活排水処理の基本方針と目標

### (1) 基本方針

計画を推進するための基本理念と基本方針を以下のように定めます。



## (2) 計画の目標

生活排水処理基本計画の中間年度、最終年度における目標値を、次の指標項目について定めます。本計画の施策を進めることにより、目標の達成を目指します。

表 3-9 計画の目標

指標	現状 平成 28 年度	中間目標 平成 34 年度	目標 平成 39 年度
汚水処理人口普及率	98.2%	98.4%以上	98.5%以上

算出式

・汚水処理人口普及率 = (下水道及び農業集落排水等の処理区域内居住人口 + 合併処理浄化槽区域内の合併処理浄化槽整備人口) ÷ 総人口 × 100

## (3) 処理の主体

生活排水処理の主体を示します。収集は村の許可業者によるものとします。

表 3-10 生活排水の処理主体

施設の種類	対象となる生活排水	処理主体
公共下水道	し尿、生活雑排水	関川村
農業集落排水施設	し尿、生活雑排水	関川村
合併処理浄化槽	し尿、生活雑排水	個人、事業者等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	汲み取りし尿、浄化槽汚泥	胎内市清掃センター(平成 30 年度まで) 村上市し尿処理場(平成 31 年度から)

#### (4) 生活排水処理人口の予測

目標に基づいた生活排水処理区分別人口の予測結果を示します。

表 3-11 生活排水処理人口の予測結果

区分	年度	平成 28 年度 実績		平成 34 年度 目標		平成 39 年度 目標	
		人口(人)	構成比	人口(人)	構成比	人口(人)	構成比
(1) 総人口		5,941	—	5,266	—	4,871	—
(2) 公共下水道処理人口		3,231	54.4%	3,110	59.1%	3,064	62.9%
(3) 浄化槽人口		1,226	20.6%	949	18.0%	768	15.8%
単独処理浄化槽人口		755	12.7%	503	9.6%	320	6.6%
合併処理浄化槽人口		471	7.9%	446	8.5%	448	9.2%
(4) 農業集落排水処理人口		743	12.5%	728	13.8%	708	14.5%
(5) し尿汲取人口		741	12.5%	479	9.1%	331	6.8%
(6) 汚水処理人口普及率		98.2%	—	98.4%	—	98.5%	—

※人口は9月末、外国人は含まれる。

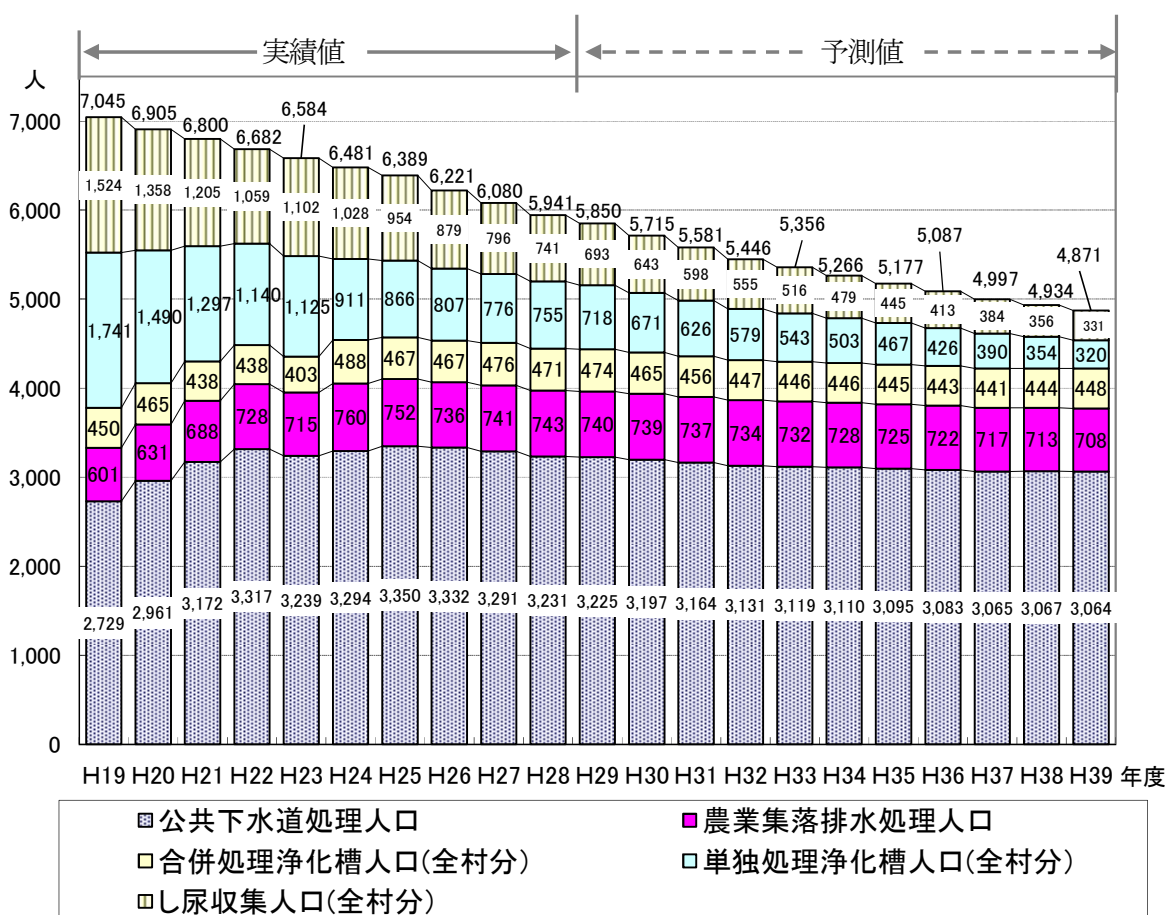
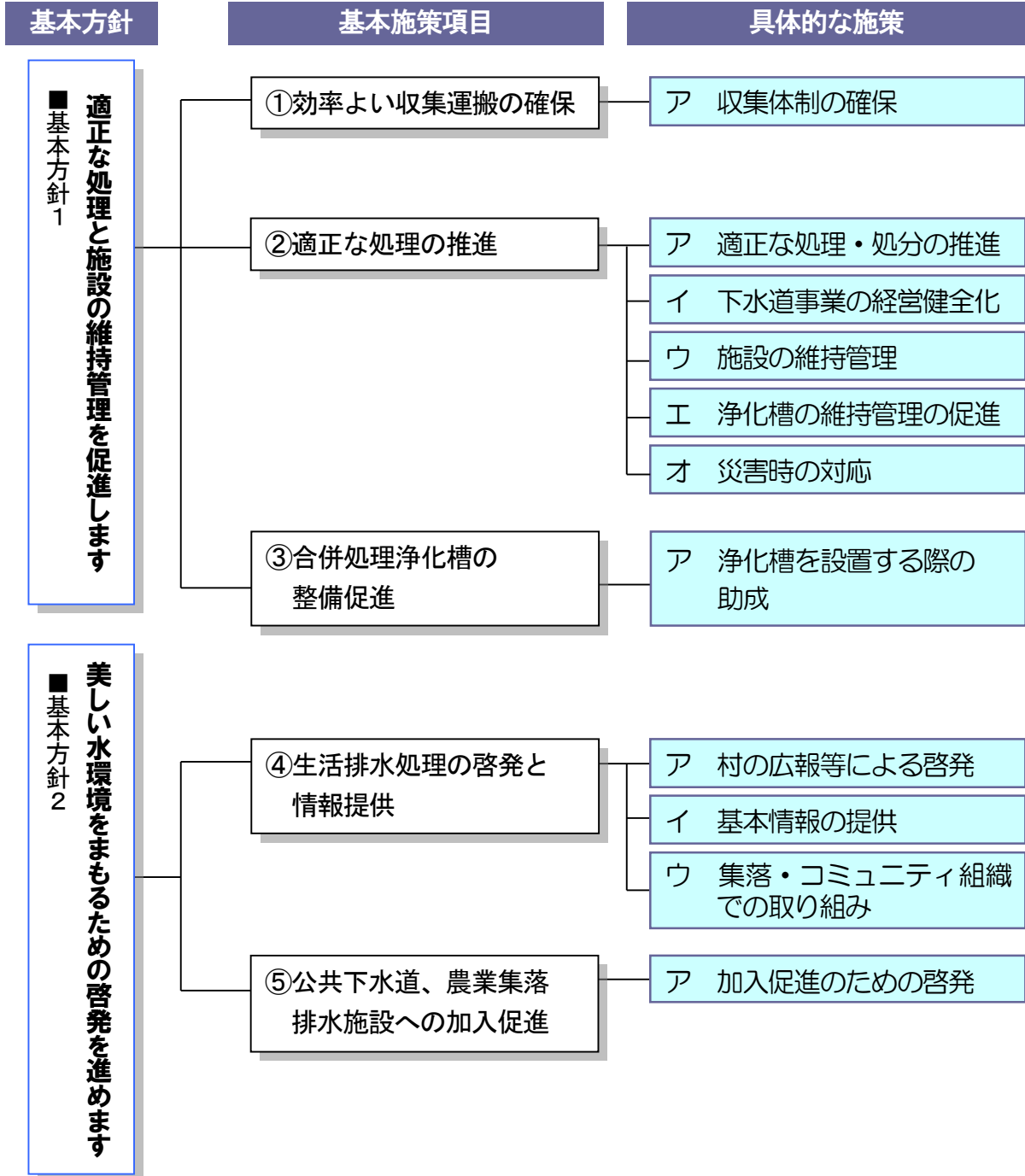


図 3-8 生活排水処理人口の推移と予測

### 3 生活排水処理基本計画の施策

#### (1) 施策体系



## (2) 具体的な施策内容

### ① 効率よい収集運搬の確保

#### ア 収集体制の確保

汲み取りし尿と浄化槽汚泥の収集運搬は、村の許可業者により行います。許可業者に対して適正な管理・指導を行うことにより、適正な収集体制の確保に努めます。

### ② 適正な処理の推進

#### ア 適正な処理・処分の推進

公共下水道と農業集落排水施設では村の処理施設にて適正な処理を行います。

処理後に発生する下水道からの脱水汚泥は村外での処分とします。農業集落排水施設と浄化槽のし尿処理後に発生する汚泥は、平成 30 年度までは胎内市の胎内市清掃センターに委託し、処分（資源化）します。

下越清掃センターは、平成 25 年 3 月末に胎内市所有となり、胎内市清掃センターとなりました。

平成 30 年度までは胎内市へ委託し、平成 31 年度以降は、村上市し尿処理場への委託を予定しています。

住宅その他等でのディスポーザーについては、その設置を認めていません。

#### イ 下水道事業の経営健全化

既に平成 21 年度に全区域が供用開始となっている公共下水道は、その施設の維持管理が中心となるため、施設の改築・更新の長期的な計画を策定するなど、長期的な視点にたった効率的な経営に努めます。

#### ウ 施設の維持管理

村有の生活排水処理施設は、適正な処理が継続的に安定して行われるように維持管理を行います。

#### エ 浄化槽の維持管理の促進

浄化槽は個人設置者も、法により適正な維持管理が義務付けられています。定期的な法定管理が確実に行われるように村民と事業者にも周知します。

#### オ 災害時の対応

災害時の速やかな処理施設の復旧や、し尿と浄化槽汚泥の収集の確保、仮設トイレの設置など、村の地域防災計画に基づく対応を進めます。

### ③ 合併処理浄化槽の整備促進

#### ア 浄化槽を設置する際の助成

合併処理浄化槽区域に居住する村民の合併処理浄化槽設置を支援するため、助成を行います。

#### ④ 生活排水処理の啓発と情報提供

##### ア 村の広報等による啓発

村の清流を守るための生活排水処理の必要性や、浄化槽設置の助成、下水道や農業集落排水施設への加入について、村の「広報せきかわ」や村ホームページにおいて、情報発信を行い、村民の意識向上を図ります。

##### イ 基本情報の提供

村内や流域の河川等の水質などの基本情報について周知します。

##### ウ 集落・コミュニティ組織での取り組み

集落やコミュニティ組織、学校、流域の NPO 等による河川、用水路等の美化活動等を促進します。併せて、生活排水処理の啓発活動や水質汚濁の発見や不法投棄監視の看板設置等で連携します。

#### ⑤ 公共下水道、農業集落排水施設への加入促進

##### ア 加入促進のための啓発

公共下水道区域及び農業集落排水区域内に居住する住民には、加入促進のための周知を進めます。

集落ごとの加入率に差があることから、重点的な情報発信や集落と連携した加入促進策も検討します。



「平成の名水百選」の清流 荒川

## 第4章 参考資料編

### 1 国と新潟県の一般廃棄物処理の方針・目標

#### (1) 第三次循環型社会形成推進基本計画の方針（廃棄物等の減量化の取組指標）

国は、環境の保全に関する基本理念を制定した環境基本法に基づき、環境基本計画を策定しています。環境基本計画を基本とした循環型社会形成推進基本計画を平成 25 年 5 月に見直しています。国の循環型社会形成推進基本計画には、以下のような取組指標が定められています。

- ◇一般廃棄物の減量化 取組指標（平成 12 年度実績に対する平成 32 年度における目標）
- ・ 1 人 1 日当たりごみ排出量を約 25%削減
  - ・ 1 人 1 日当たりに家庭から排出するごみの量を約 25%削減
  - ・ 事業系ごみの総量を約 35%削減

#### (2) 廃棄物処理法による基本方針

廃棄物処理法による基本方針が平成 27 年度に改定され、「廃棄物の適正な処理に関する目標」は以下のようになりました。

	改定後（平成 32 年度目標値）	（参考）改定前（平成 27 年度目標値）
排出量※	【一般廃棄物】 平成 24 年度比約 12%削減 (1 人 1 日当たりの家庭ごみ排出量を 500g 以下)	【一般廃棄物】 平成 19 年度比約 5%削減 (平成 9 年度比約 9%削減)
	【産業廃棄物】 平成 24 年度比増加を約 3%に抑制	【産業廃棄物】 平成 19 年度に対し増加を約 1%に抑制 (平成 9 年度に対し増加を約 3%に抑制)
再生利用率※	【一般廃棄物】 約 21%（平成 24 年度）から約 27%に増加	【一般廃棄物】 約 25%に増加
	【産業廃棄物】 約 55%（平成 24 年度）から約 56%に増加	【産業廃棄物】 約 53%に増加
最終処分量	【一般廃棄物】 平成 24 年度比約 14%削減	【一般廃棄物】 平成 19 年度比約 22%削減 (平成 9 年度比約 59%削減)
	【産業廃棄物】 平成 24 年度比約 1%削減	【産業廃棄物】 平成 19 年度比約 12%削減 (平成 9 年度比約 73%削減)

※資源の集団回収量を含む

### (3) 新潟県の方針

#### ■「第2次新潟県資源循環型社会推進計画」の概要

新潟県では平成23年4月に平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする「新潟県資源循環型社会推進計画」を改定し、県民、事業者及び市町村と連携・協力を図りながら、持続可能な循環型社会の形成を図ってきました。その後、平成28年3月に、循環型社会の形成に向けた課題（1人1日あたりのごみ排出量が全国平均より多い状況等）及び廃棄物処理を取り巻く情勢の変化等を踏まえ、引き続き循環型社会の実現に向けた施策を効果的かつ計画的に進めるため、「第2次新潟県資源循環型社会推進計画」として改定しました。

#### □計画の基本理念

本計画は、廃棄物の排出をできるかぎり抑制し、廃棄物となったものは再使用、再生利用、エネルギーの回収の順にできるかぎり循環的な利用を行った上で、循環的な利用ができないものは適正な処分を確保するという環境と経済が調和した「資源を大切にす循環型の地域社会づくり」の推進を基本理念とします。

目指すべき「資源を大切にす循環型の地域社会」とは

- 廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の3Rが推進され、かけがえのない地球資源に対する尊敬の念をこめた「もったいない」の精神が県民意識として定着し、次世代に受け継がれる社会です。
- 産業活動では、最終処分される廃棄物を限りなくゼロにするため、事業者が自主的かつ積極的に発生する廃棄物をできる限り資源として活用する資源循環ビジネスが促進され、更なる発展の基盤となる廃棄物処理施設を適切に確保する社会です。
- 再生利用できない廃棄物は適正に処理され、ごみのポイ捨てや不法投棄がなく、また、災害時においても廃棄物の適正処理が確保された、県民が安心して快適な生活を送ることが出来る社会です。
- 本県が有する海や山などの美しく多様な自然環境やトキなどの固有の動植物を後世に守り伝えるために、自然との共生や低炭素社会にも配慮しつつ、環境負荷の低減と地域経済の発展を両立させた持続可能な社会です。

#### □計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

□一般廃棄物の目標

項目	年度	基準年	中間目標	目標
		25年度	30年度	32年度
1人1日当たりのごみ排出量(グラム)		1,039	980以下	957以下
再生利用を除く 1人1日当たりのごみ排出量(グラム)		798	728以下	700以下
(参考)ごみ排出量*(千トン)		894	803以下	772以下
再生利用率(%)		23.2	25.9以上	27.0以上
(参考)再生利用量(千トン)		207	208以上	208以上
最終処分率(%)		9.8	9.1以下	8.8以下
(参考)最終処分量(千トン)		88	74以下	68以下

※ 1人1日当たりのごみ排出量に国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口と年間の日数を乗じたもの

■「新潟県汚水処理施設整備構想」の概要

新潟県内の地域特性、実情に応じた汚水処理施設整備の今後10年間の進捗見込みを示すために、汚水処理施設整備の当面の整備目標、ライフサイクルコストへの考慮、災害に強い整備等を原則として、平成23年3月に策定されました。

□計画期間

基準年次を平成19年度とし、中間目標年次は平成25年度、目標年次は平成30年度

□整備目標 汚水処理人口普及率\*の見込み

単位：%

地域	H15	H19	H21	H25	H30
関川村	54.7	90.2	98.4	98.6	100.0
下越地域 計	60.7	73.3	76.7	83.9	90.8
新潟県 合計	65.5	76.7	79.7	85.6	91.0

※汚水処理人口普及率＝(下水道及び集落排水等の処理区域内居住人口＋合併処理浄化槽処理人口)÷総人口×100

□目標年次(平成30年度)の事業別内訳(目標年次計画)

種別	項目	計画箇所数(箇所)	整備面積(ha)	事業費(百万円)	処理人口(人)	普及率(%)	
集合処理	下水道	単独公共下水道	29	21,663	1,171,219	826,140	36.9
		流域関連公共下水道	15	19,113	667,102	660,399	29.5
		単独特定環境保全公共	67	7,141	342,051	155,859	7.0
		流域関連特定環境保全公共	9	3,009	88,590	65,722	2.9
	下水道計		120	50,926	2,268,962	1,708,120	76.2
	その他	農業集落排水	242	12,438	345,646	187,051	8.3
		漁業・林業集落排水	14	183	9,271	3,147	0.1
		コミュニティ・プラント、その他	13	271	6,385	9,269	0.4
	その他計		269	12,891	361,302	199,467	8.9
	集合処理 整備区域計		389	63,817	2,630,264	1,907,587	85.1
個別処理	合併処理浄化槽*	-	-	18,252	133,196	5.9	
汚水処理計		389	63,817	2,648,516	2,040,783	91.0	
未普及					200,677	9.0	
行政人口					2,241,460		

丸めの関係上、値の合計が一致しない箇所があります。

※合併処理浄化槽には、集合処理区域内合併浄化槽を含む

#### (4) 関川村の達成状況

##### ① 新潟県「新潟県資源循環型社会推進計画」の目標との比較

関川村の平成 28 年度実績と新潟県の平成 30 年度目標値を比較します。

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び 1 人 1 日当たりごみ排出量（再生利用量を除く）は、平成 25 年時点ではいずれも目標値を達成していました。しかしその後増加したため、1 人 1 日当たりごみ排出量（再生利用量を除く）は 13g/人・日超過しています。

再生利用率は、焼却灰等の資源化開始に伴い増加傾向にあるものの、目標値である 25.9% は達成していません。

最終処分率は、焼却灰等の資源化開始に伴い大きく減少し、県の目標を達成しています。

表 4-1 新潟県目標指標でみた関川村の状況

新潟県の目標(方針)	平成 25 年度 関川村実績	平成 28 年度 関川村実績	県目標との比較 (関川村平成 28 年度実績 と平成 30 年度県目標)
1. 1 人 1 日当たりごみ排出量 平成 30 年度 980g/人・日以下	862g/人・日	944g/人・日	○達成
2. 1 人 1 日当たりごみ排出量 (再生利用を除く) 平成 30 年度 728g/人・日以下	718g/人・日	741g/人・日	未達成 13g/人・日超過
3. 再生利用率 平成 30 年度に 25.9%以上	16.6 %	21.5 %	未達成 4.4 ポイント不足
4. 最終処分率 平成 30 年度に 9.1%以下	12.5 %	4.6%	○達成

##### ② 国の基本方針（平成 24 年度基準）との比較

廃棄物処理法による基本方針（H28 改定）達成状況は、最終処分量については国の目標を既に達成しているものの、排出量及び再生利用率は達成していません。

表 4-2 廃棄物処理法による基本方針（H28 改定）の関川村の達成状況

目 標(方針)	平成 24 年度 関川村実績	平成 28 年度 関川村実績	目標との比較 (国目標は平成 32 年度)
1. 排出量 平成 24 年度比 12%削減	2,067 t/年	2,047 t/年	未達成 H24 比 1%削減
2. 再生利用率 約 27%に増加	16.8 %	21.5 %	未達成 5.5 ポイント不足
3. 最終処分量 平成 24 年度比約 14%削減	217 t/年	94 t/年	○達成 H24 比 57%減

## (5) 人口及びごみ量、生活排水処理人口の予測結果

### 1. 人口予測

#### ① 予測値の設定方法

将来の人口について、平成 32 年、37 年、42 年度は平成関川村人口ビジョン（平成 27 年 12 月）の値を採用し、年度間については直線補間を行って設定した。

#### ② 予測結果

表 4-3 人口予測結果

H29 (実績値)	H30 (直線補完)	H31 (直線補完)	H32 (人口ビジョン)	H33 (直線補完)	H34 (直線補完)
5,850	5,715	5,581	5,446	5,356	5,266
H35 (直線補完)	H36 (直線補完)	H37 (人口ビジョン)	H38 (直線補完)	H39 (直線補完)	
5,177	5,087	4,997	4,934	4,871	

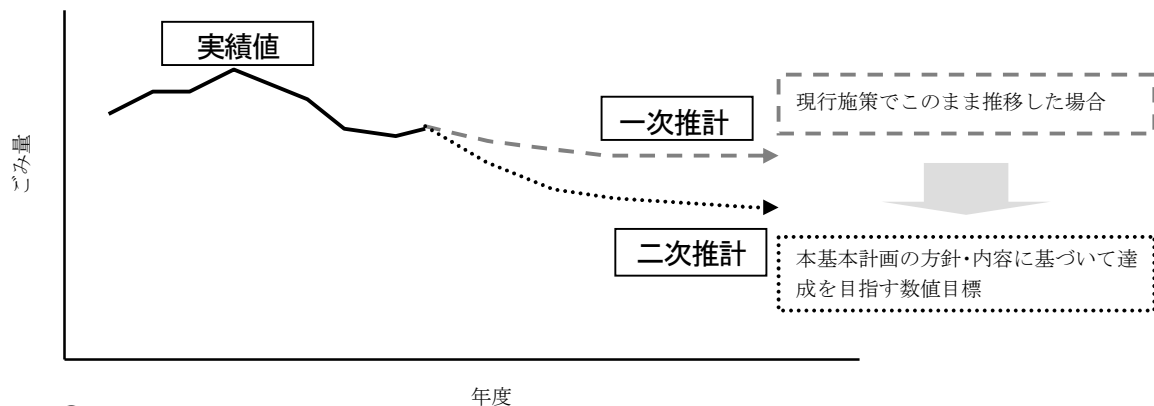
## 2. ごみ量の予測

### ① 予測の流れ

順序	項目	方法
①	実績値	平成19年度から平成28年度の実績値を整理、分析

②	一次推計値 (単純推計)	<p>現行施策を引き続き行ったと仮定した場合のトレンド推計を実施 (トレンド推計とは、過去の実績値の動き(トレンド)が、将来も同じように推移すると仮定して、過去の経年変化から統計的に近似式により予測する方法)</p>
---	-----------------	--

③	二次推計値 (目標値推計)	<p>②に対して、計画した施策の実施による発生抑制、適正排出によるごみ排出量の減量をふまえた予測値を設定。 (計画目標値の設定根拠となるもの)</p>
---	------------------	---



### ② 予測値の設定方法

ごみ量を下表に示す4項目に分類し、収集ごみ(資源ごみを含む)は原単位、持ち込みごみは総量について、それぞれ実績値の推移を整理・分析した上で、トレンド推計等により、将来値を設定しました。

表 4-4 予測値の設定方法

項目	一次推計	二次推計
収集ごみ原単位 (燃やすごみ)	実績値を使用してトレンド推計を実施	実績値の傾向から平成28年度の値を採用
収集ごみ原単位 (燃やさないごみ)	実績値の傾向から10年間の平均値を採用	実績値を使用してトレンド推計を実施
持ち込みごみ(総量)	実績値の傾向から平成27,28年度の平均値を採用	
集積所収集資源原単位	実績値を使用してトレンド推計を実施	実績値の傾向から平成28年度の値を採用

※トレンド推計：実績値に最も近い近似式を算出することで、近似式による将来値を予測する方法

③ 予測結果

表 4-4 ごみ量予測結果

関川村ごみ量二次推計				実績値										予測値										備考(算出式、採用トレンド式など)					
項目		単位	No	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39					
A	人口	住民基本台帳人口(9月末)	1	7,045	6,905	6,800	6,682	6,584	6,507	6,389	6,221	6,080	5,941	5,850	5,715	5,581	5,446	5,357	5,267	5,177	5,087	4,997	4,934	4,871	H29年度は実績値、H32.37.42は関川村人口ビジョンの数値を使用、年度間は直線補間による推計				
B	ごみ排出量(資源込み)	■目標	2	2,266	2,172	2,158	2,045	2,071	2,067	2,010	1,995	2,150	2,047	2,046	2,014	1,982	1,950	1,928	1,907	1,883	1,862	1,840	1,825	1,810	(4)+(13)				
<b>■目標 ごみ排出量原単位</b>				g/人・日	3	879	862	869	838	859	870	862	879	966	944	958	965	970	981	986	992	994	1,003	1,009	1,013	1,015	(2)+(人口(1))÷365×1000000		
収集ごみ				t/年	4	1,780	1,685	1,661	1,618	1,672	1,611	1,567	1,551	1,484	1,422	1,401	1,368	1,336	1,304	1,283	1,261	1,238	1,216	1,195	1,180	1,165	(5)+(6)+(8)		
燃やすごみ				t/年	5	1,302	1,240	1,229	1,203	1,273	1,216	1,186	1,195	1,157	1,093	1,076	1,051	1,027	1,002	985	969	952	936	919	908	896	二次推計:(11)×365×(1)÷1000000		
燃やさないごみ				t/年	6	52	46	46	45	47	46	50	44	38	39	38	38	37	36	35	35	32	32	31	31	30	二次推計:(12)×365×(1)÷1000000		
粗大ごみ				t/年	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資源				t/年	8	426	397	386	370	352	345	331	312	289	290	286	280	273	266	262	258	253	249	244	241	238	(24)		
収集ごみ原単位				g/人・日	10	690	668	669	663	694	678	672	683	667	656	656	656	654	656	656	656	653	655	655	655	653	(4)+(人口(1))÷365×1000000		
収集ごみ原単位(燃やすごみ)				g/人・日	11	505	492	495	493	528	513	509	526	520	504	504	504	504	504	504	504	504	504	504	504	504	504	実績:(6)+(人口(1))÷365×1000000、二次推計:現状固定(28年の値で現状固定)	
収集ごみ原単位(燃やさないごみ)				g/人・日	12	20	19	19	18	20	20	21	19	17	18	18	18	18	18	18	17	17	17	17	17	17	17	実績:(6)+(人口(1))÷365×1000000、二次推計:10年実績値の直線式	
持ち込みごみ				t/年	13	486	487	497	427	399	456	443	444	666	625	646	646	646	646	646	646	646	646	646	646	646	646	実績:(16)+(22)+(25)、二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)	
許可業者				t/年	14	386	384	358	333	347	356	355	355	526	519	523	523	523	523	523	523	523	523	523	523	523	523	実績:(15)+(16)、二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)	
燃やすごみ				t/年	15	386	384	358	333	347	356	355	355	526	519	523	523	523	523	523	523	523	523	523	523	523	523	二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)	
燃やさないごみ				t/年	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)	
粗大ごみ(自己搬入)				t/年	17	42	37	59	43	44	44	45	36	42	49	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	(18)+(19)
可燃ごみ				t/年	18	42	37	59	43	44	44	45	36	42	49	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	46	二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)
不燃ごみ				t/年	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)	
直接搬入(粗大ごみ以外)				t/年	20	58	66	80	51	8	56	43	53	98	57	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	78	(21)+(22)
可燃ごみ				t/年	21	55	62	73	47	4	52	39	46	94	54	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	74	二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)
不燃ごみ				t/年	22	3	4	7	4	4	4	4	4	5	4	3	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	二次推計:現状固定(直近2ヶ年平均値)	
資源化量				t/年	23	429	401	394	372	355	348	335	315	440	440	429	421	412	404	398	392	387	381	375	371	367	367	(24)+(37)+(38)	
集積所収集資源 上記(8)				t/年	24	426	397	386	370	352	345	331	312	289	290	286	280	273	266	262	258	253	249	244	241	238	238	実績:(26)+(30)+(31)+(32)+(33)、二次推計:(25)×(1)÷365×1000000	
<b>■目標 集積所収集資源原単位</b>				g/人・日	25	165	157	155	152	146	145	142	138	130	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	134	実績:(24)+(人口(1))÷365×1000000、二次推計:最新実績値(H28年度値)で現状固定	
紙類				t/年	26	244	227	220	213	198	198	189	178	156	163	161	157	153	149	147	145	142	140	137	135	134	134	(27)+(28)+(29)	
紙パック				t/年	27	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	(23)*(平成28年度の内訳割合)	
紙製容器包装				t/年	28	243	225	219	212	197	197	188	177	155	162	160	156	153	149	146	144	141	139	137	135	133	133	(23)*(平成28年度の内訳割合)	
缶類				t/年	30	51	46	44	41	39	35	36	30	29	29	28	28	27	27	26	26	25	25	24	24	24	24	(23)*(平成28年度の内訳割合)	
びん類				t/年	31	106	102	98	93	94	89	85	83	82	76	75	73	71	70	68	67	66	65	64	63	62	62	62	(23)*(平成28年度の内訳割合)
ペットボトル				t/年	32	13	14	17	18	16	17	16	16	15	17	17	16	16	16	15	15	15	15	14	14	14	14	(23)*(平成28年度の内訳割合)	
プラスチック類				t/年	33	11	9	6	6	5	6	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	(34)+(35)	
白色トレイ				t/年	34	11	9	6	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(23)*(平成28年度の内訳割合)
その他プラスチック(白色トレイを除く)				t/年	35	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(23)*(平成28年度の内訳割合)
その他				t/年	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(23)*(平成28年度の内訳割合)
破砕処理後の再生利用量				t/年	37	3	4	8	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	二次推計:破砕選別量の5%で設定	
焼却灰等の資源化				t/年	38	0	0	0	0	0	0	0	0	0	149	147	141	139	137	135	133	132	131	130	128	127	127	127	村上市:平成26年度から、資源化予定(残渣70%を100%資源化)
焼却処理量				t/年	39	1,806	1,741	1,733	1,691	1,696	1,670	1,625	1,634	1,636	1,725	1,746	1,720	1,697	1,674	1,657	1,642	1,629	1,609	1,594	1,582	1,573	1,573	(40)+(41)	
燃やすごみ				t/年	40	1,785	1,721	1,714	1,673	1,686	1,670	1,625	1,634	1,636	1,725	1,746	1,720	1,697	1,674	1,657	1,642	1,629	1,609	1,594	1,582	1,573	1,573	(5)+(18)+(21)	
破砕処理からの可燃物				t/年	41	21	20	19	18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	実績から設定 * 注平成24年度から平成28年度は想定値
破砕選別				t/年	42	55	52	53	50	51	52	54	49	42	42	44	43	42	41	41	40	40	39	38	38	38	38	38	(6)+(22)収集燃やさないごみの量が破砕選別処理へ
(破砕後再生利用量)※破砕選別処理量のうち再生利用分				t/年	43	3	4	8	2	3	3	3	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	二次推計値=(42)*設定割合6%	
上記の割合				%	44	5.5%	7.7%	15.1%	4.0%	5.9%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	6.0%	本計画では6%として設定(2017.10.22)	
焼却残渣				t/年	45	205	193	185	186	174	168	201	213	208	201	201	198	195	193	191	189	187	185	183	182	181	181	181	焼却処理量(39)の11.5%(39)×0.115 注平成24年度から平成28年度は想定値
最終処分				t/年	46	211	199	189	211	174	217	252	259	98	94	102	100	98	97	96	94	94	92	91	90	90	90	90	(47)+(48)
焼却残渣からの最終処分				t/年	47	205	193	178	186	174	168	201	213	208	201	201	198	195	193	191	189	187	185	183	182	181	181	181	残渣の30% 平成26年度から焼却灰等の資源化を開始予定 注平成24年度から平成28年度は想定値
破砕後最終処分量				t/年	48	6	6	2	26	0	49	51	46	39	39	42	41	40	39	38	38	37	37	36	36	35	35	(42)-(43)-(41)	
資源化率				%	53	18.9%	18.4%	18.2%	18.18%	17.1%	16.8%	16.6%	15.8%	20.5%	20.7%	20.4%	20.2%	20.0%	19.9%	19.7%	19.6%	19.5%	19.4%	19.2%	19.1%	19.1%	(23)/(2)+100		

※目標を達成する場合の予測結果です。

### 3. 生活排水処理人口の予測

・ 文章中の（数字）は、表 4-5 の行番号を示す

#### ① 予測値の設定方法

項目	予測値の設定方法
(2) 公共下水道区域居住人口	総人口における公共下水道区域居住人口の割合（平成 28 年度）を用いて、平成 29 年度から平成 39 年度を算出
(3) 公共下水道処理人口	区域内居住人口における割合（5）を、平成 39 年度に 85%となるように設定
(6) 農業集落排水区域居住人口	10 ヶ年（平成 19 年度から平成 28 年度）の実績をもとにしたトレンド推計
(7) 農業集落排水処理人口	区域内居住人口における割合（9）を、平成 29 年度から毎年 1.6%増となるように設定
(11) 合併浄化槽区域内の合併浄化槽整備人口	区域内居住人口における割合（13）を、平成 29 年度から毎年 0.5%増となるように設定
(14) 公共下水道区域及び農業集落排水区域内の合併処理浄化槽人口	自然減などを見込んで毎年 2 人ずつ減少すると設定
(19) し尿汲み取り人口	10 ヶ年（平成 19 年度から平成 28 年度）の実績をもとにしたトレンド推計

※（10）合併処理浄化槽区域人口は、（1）総人口から表の人口（2）（6）を差し引いた値。

※（17）単独処理浄化槽人口は、（1）総人口から表の人口（3）（7）（11）（14）（19）を差し引いた値。

#### ② 予測結果

次ページに予測結果を示す。

表 4-5 生活排水処理人口の予測結果

生活排水処理人口の見直し		実績値											予測値									推計の設定説明		
年度	行番号	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39		
総人口(外国人を含む)		(1)	7,045	6,905	6,800	6,682	6,584	6,481	6,389	6,221	6,080	5,941	5,850	5,715	5,581	5,446	5,356	5,266	5,177	5,087	4,997	4,934	4,871	H29年度は実績値、H32.37.42は関川村人口ビジョンの数値を使用、年度間は直線補間による推計
A 下水道整備区域	公共下水道区域居住人口	(2)	5,142	5,033	4,944	4,877	4,826	4,762	4,725	4,633	4,512	4,397	4,329	4,229	4,130	4,030	3,963	3,897	3,831	3,764	3,698	3,651	3,605	予測値:(1)*74% 総人口におけるH28年度実績値の公共下水道区域居住人口の割合(74.0%)で設定
	公共下水道処理人口	(3)	2,729	2,961	3,172	3,317	3,239	3,294	3,350	3,332	3,291	3,231	3,225	3,197	3,164	3,131	3,119	3,110	3,095	3,083	3,065	3,067	3,064	予測値:(2)*(5)
	処理人口の総人口における割合	(4)	38.7%	42.9%	46.6%	49.6%	49.2%	50.8%	52.4%	53.6%	54.1%	54.4%	55.1%	55.9%	56.7%	57.5%	58.2%	59.1%	59.8%	60.6%	61.3%	62.2%	62.9%	(3)÷(1)
	区域内居住人口における割合	(5)	53.1%	58.8%	64.2%	68.0%	67.1%	69.2%	70.9%	71.9%	72.9%	73.5%	74.5%	75.6%	76.6%	77.7%	78.7%	79.8%	80.8%	81.9%	82.9%	84.0%	85.0%	H39年度に85%と設定
B 農業集落排水区域	農業集落排水区域居住人口	(6)	1,268	1,244	1,223	1,188	1,161	1,162	1,122	1,068	1,048	1,036	1,010	986	963	940	918	896	874	854	833	813	793	10ヵ年実績トレンド推計(ロジスティック式)
	農業集落排水処理人口	(7)	601	631	688	728	715	760	752	736	741	743	740	739	737	734	732	728	725	722	717	713	708	予測値:(6)*(9)
	処理人口の総人口における割合	(8)	8.5%	9.1%	10.1%	10.9%	10.9%	11.7%	11.8%	11.8%	12.2%	12.5%	12.6%	12.9%	13.2%	13.5%	13.7%	13.8%	14.0%	14.2%	14.3%	14.5%	14.5%	(7)÷(1)
	区域内居住人口における割合	(9)	47.4%	50.7%	56.3%	61.3%	61.6%	65.4%	67.0%	68.9%	70.7%	71.7%	73.3%	74.9%	76.5%	78.1%	79.7%	81.3%	82.9%	84.5%	86.1%	87.7%	89.3%	予測値:毎年1.6%増と設定
C 合併処理浄化槽区域	合併処理浄化槽区域人口	(10)	635	628	633	617	597	557	542	520	520	508	511	500	488	476	475	473	472	469	466	470	473	予測値:(1)-(2)-(6)
	合併処理浄化槽整備人口	(11)	450	465	438	438	403	409	401	397	407	400	405	398	391	384	385	387	388	388	388	393	399	実績値:(15)-(14) 予測値:(10)*(13)
	処理人口の総人口における割合	(12)	6.4%	6.7%	6.4%	6.6%	6.1%	7.5%	7.3%	7.5%	7.8%	7.9%	8.1%	8.1%	8.2%	8.2%	8.3%	8.5%	8.6%	8.7%	8.8%	9.0%	9.2%	(11)÷(1)
	区域内居住人口における割合	(13)	70.9%	74.0%	69.2%	71.0%	67.5%	73.4%	74.0%	76.3%	78.3%	78.7%	79.2%	79.7%	80.2%	80.7%	81.2%	81.7%	82.2%	82.7%	83.2%	83.7%	84.2%	毎年0.5%増と設定
AB区域内の合併処理浄化槽人口		(14)						79	66	70	69	71	69	67	65	63	61	59	57	55	53	51	49	年2人減少と設定
全村	合併処理浄化槽整備人口	(15)	450	465	438	438	403	488	467	467	476	471	474	465	456	447	446	446	445	443	441	444	448	予測値:(11)+(14)
	総人口における割合	(16)	6.4%	6.7%	6.4%	6.6%	6.1%	7.5%	7.3%	7.5%	7.8%	7.9%	8.1%	8.1%	8.2%	8.2%	8.3%	8.5%	8.6%	8.7%	8.8%	9.0%	9.2%	(15)÷(1)
	単独処理浄化槽人口	(17)	1,741	1,490	1,297	1,140	1,125	911	866	807	776	755	718	671	626	579	543	503	467	426	390	354	320	予測値:(1)-(3)-(7)-(11)-(14)-(19)
	総人口における割合	(18)	24.7%	21.6%	19.1%	17.1%	17.1%	14.1%	13.6%	13.0%	12.8%	12.7%	12.3%	11.7%	11.2%	10.6%	10.1%	9.6%	9.0%	8.4%	7.8%	7.2%	6.6%	(17)÷(1)
	し尿汲取り人口	(19)	1,524	1,358	1,205	1,059	1,102	1,028	954	879	796	741	693	643	598	555	516	479	445	413	384	356	331	10ヵ年実績トレンド推計(一次指数曲線)
	総人口における割合	(20)	21.6%	19.7%	17.7%	15.8%	16.7%	15.9%	14.9%	14.1%	13.1%	12.5%	11.8%	11.3%	10.7%	10.2%	9.6%	9.1%	8.6%	8.1%	7.7%	7.2%	6.8%	(19)÷(1)
参考:浄化槽人口			2,191	1,955	1,735	1,578	1,528	1,399	1,333	1,274	1,252	1,226	1,192	1,136	1,082	1,026	989	949	912	869	831	798	768	(15)+(17)
参考:浄化槽人口の総人口における割合			31.1%	28.3%	25.5%	23.6%	23.2%	21.6%	20.9%	20.5%	20.6%	20.6%	20.4%	19.9%	19%	19%	18%	18.0%	17.6%	17.1%	16.6%	16.2%	15.8%	浄化槽人口÷(1)
口目標 汚水処理人口普及率(※1)			97.4%	97.6%	97.1%	97.3%	97.1%	97.7%	97.8%	98.0%	98.1%	98.2%	98.2%	98.2%	98.3%	98.3%	98.3%	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%	98.4%	98.5%	((2)+(6)+(11))÷(1)
生活排水処理率			53.7%	58.8%	63.2%	67.1%	66.2%	68.9%	70.5%	71.8%	73.0%	73.6%	74.7%	75.8%	76.9%	78.0%	79.1%	80.2%	81.3%	82.4%	83.4%	84.6%	85.6%	((3)+(7)+(11))÷(1)

## 関川村一般廃棄物処理基本計画

---

発行 平成 30 年 3 月

編集 関川村建設環境課

〒959-3292 新潟県岩船郡関川村大字下関 912 番地

電話 0254-64-1479 (ダイヤル)

Fax 0254-64-0079 (代表)

URL <http://www.vill.sekikawa.niigata.jp/>

---